

平成28年（2016年）

第1回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2016.2.18 調製

平成28年(2016年)第1回町田市議会定例会日程一覧表

- ※2月18日(木) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※2月22日(月) 正午 一般質問通告締切
 ※2月22日(月) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 2月23日(火) 午前10時～午後5時

| 月 | 日 | 曜日 | 会議種別 | 摘 要 | 備 考 | |
|---|----|----|------------------|--|--------------------------|-----------------------|
| 2 | 25 | 木 | 本 会 議 議会運営委員会 | 文教社会常任委員会中間報告 町田市交通政策特別委員会中間報告 平成27年度包括外部監査の結果報告書の説明について 報告第1号、報告第2号 第1号議案～第6号議案 | —提案理由説明—質疑—表決 | |
| | 26 | 金 | 本 会 議 | 議長の選挙 副議長の選挙 一部事務組會議会議員の選挙 | | |
| | 27 | 土 | | | | |
| | 28 | 日 | | | | |
| | 29 | 月 | 本 会 議 | 議長の選挙 副議長の選挙 一部事務組會議会議員の選挙 | | |
| 3 | 1 | 火 | 本 会 議 議会運営委員会 | 市長の施政方針 第33号議案 第7号議案～第32号議案、 第34号議案～第40号議案 | —提案理由説明—質疑—表決 —提案理由説明 | |
| | 2 | 水 | 議案説明会 | | | |
| | 3 | 木 | 議案説明会 全員協議会 | 議案説明会予備日 | 代表質疑通告締切 午後3時 | |
| | 4 | 金 | 本 会 議 | 一般質問 | 質疑通告締切 午後零時50分 | |
| | 5 | 土 | | | | |
| | 6 | 日 | | | | |
| | 7 | 月 | 本 会 議 | 一般質問 | 請願・陳情受付締切 午後5時 | |
| | 8 | 火 | 本 会 議 議会運営委員会 | 一般質問 | | |
| | 9 | 水 | 本 会 議 | 一般質問 | | |
| | 10 | 木 | 本 会 議 | 一般質問 | | |
| | 11 | 金 | 本 会 議 議会運営委員会 | 第13号議案～第32号議案、 第34号議案～第40号議案 第7号議案～第12号議案 請願及び陳情の付託報告 | —質疑—付託 | 議員提出議案提出締切 午後零時50分 |
| | 12 | 土 | | | | |
| | 13 | 日 | | | | |
| | 14 | 月 | 常任委員会 | 総務・健康福祉 | | |
| | 15 | 火 | 常任委員会 | 総務・健康福祉 | | |

| 月 | 日 | 曜日 | 会議種別 | 摘 要 | 備 考 |
|----|----|------------------|---|----------|--|
| 3 | 16 | 水 | 常任委員会 | 文教社会・建設 | |
| | 17 | 木 | 常任委員会 | 文教社会・建設 | |
| | 18 | 金 | 常任委員会 | 常任委員会予備日 | |
| | 19 | ⊕ | | | |
| | 20 | ⊕ | | | |
| | 21 | ⊕ | | | |
| | 22 | 火 | 議事整理 | | 委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分 |
| | 23 | 水 | 議事整理 | | |
| | 24 | 木 | 議事整理 | | |
| | 25 | 金 | 議事整理 | | |
| | 26 | ⊕ | | | |
| | 27 | ⊕ | | | |
| | 28 | 月 | 議事整理 | | |
| 29 | 火 | 本 会 議 議会運営委員会 | 常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告 | | |

平成28年第1回定例会は、2月25日（木）に招集され、3月29日（火）までの34日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算12件、条例20件、その他が10件となっています。

予算案は、平成28年度（2016年度）町田市一般会計予算などが上程されています。条例案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 平成27年度（2015年度）町田市一般会計補正予算（第4号） |
| 第2号議案 | 平成27年度（2015年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号） |
| 第3号議案 | 平成27年度（2015年度）町田市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 第4号議案 | 平成27年度（2015年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第2号） |
| 第5号議案 | 平成27年度（2015年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号） |
| 第6号議案 | 平成27年度（2015年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 第7号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市一般会計予算 |
| 第8号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市国民健康保険事業会計予算 |
| 第9号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市下水道事業会計予算 |
| 第10号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市介護保険事業会計予算 |
| 第11号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算 |
| 第12号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市病院事業会計予算 |

第 1 3 号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

※ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員法の改正に伴い、関係する条例（4本）の規定を一括して整理するため、制定するものです。

第 1 4 号議案 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

※ 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 1 5 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

※ 地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整理するため並びに職員の妊娠及び出産に係る休暇制度を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 6 号議案 町田市職員の退職管理に関する条例

※ 地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。

第 1 7 号議案 町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

※ 地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 8 号議案 町田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

※ 保健所の医師の定年を改めるため、所要の改正をするものです。

第 1 9 号議案 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

※ 地方公務員災害補償法施行令及び行政不服審査法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 2 0 号議案 町田市行政不服審査会条例

※ 行政不服審査法の全部改正に伴い、諮問に応じた調査審議を行うための第三者機関を設置するため、制定するものです。

第 2 1 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

※ 行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する条例（4本）の規定を一括して整備するため、制定するものです。

第 2 2 号議案 町田市地域センター条例の一部を改正する条例

※ 建替工事後の成瀬コミュニティセンターの施設の貸出しを開始すること、忠生市民センターに保育室を追加すること及び木曾森野コミュニティセンター

の保育室を変更することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第23号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 介護保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第24号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 介護保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第25号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例

※ 介護保険法施行令の改正により、介護認定審査会の委員の任期について、3年以下の期間で定めることが可能になることに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第26号議案 町田市長寿祝金支給条例を廃止する条例

※ 高齢者慶賀事業の支給対象者や支給金品を予算規模に応じて弾力的に運用できるように要綱にて実施することとし、本条例を廃止するものです。

第27号議案 町田市急患センター条例の一部を改正する条例

※ 急患センターにおいて休日の日中に小児科の急患診療を行うため及び施設の名称を改めるため、所要の改正をするものです。

第28号議案 町田市専修学校等在学心身障がい者奨学金支給条例を廃止する条例

※ 専修学校等在学心身障がい者奨学金について、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

第29号議案 町田市中小企業融資に関する助成条例を廃止する条例

※ 中小企業者の企業経営の安定及び振興を図るという所期の目的を迅速かつ効果的に達成するため、本件助成金制度の運用を予算規模に応じて要綱にて実施することとし、本条例を廃止するものです。

第30号議案 町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

※ 町田市道の整備において、都の道路構造の技術的基準と整合を図るため、所要の改正をするものです。

第31号議案 町田市建築審査会条例の一部を改正する条例

※ 建築基準法の改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定める必要があるため、所要の改正をするものです。

第 3 2 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例

※ 下水道法施行令の改正に伴い、下水の排除の制限に関する規定を改めるため、所要の改正をするものです。

第 3 3 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

※ 2016、2017年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するため規約変更を行うものです。

第 3 4 号議案 包括外部監査契約の締結について

※ 地方自治法第252条の36第1項の規定に基づく包括外部監査契約を締結するものです。

第 3 5 号議案 町田市公共下水道事業（2014年度から2015年度までの事業の一部）に関する業務委託契約の一部を変更する契約

※ 契約期間満了日を2016年3月31日から2016年8月31日に変更するものです。

第 3 6 号議案 町田市公共下水道事業（2016年度から2017年度までの事業の一部）に関する業務委託契約

※ 鶴川処理区及び町田処理区の区域内における汚水整備事業の一部並びに雨水幹線及び枝線整備事業を行うため、委託契約を締結するものです。

第 3 7 号議案 町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定

※ 鶴見川クリーンセンターの水処理設備更新工事を実施するため、地方共同法人日本下水道事業団と協定を締結するものです。

第 3 8 号議案 市道路線の認定について

※ 開発行為により築造された道路等を市道に認定するものです。
(町田901号線その他の合計19路線)

第 3 9 号議案 市道路線の廃止について

※ 民地認定されている路線等の市道を廃止するものです。
(堺595号線その他の合計4路線)

第 4 0 号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※ 2016年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【報告承認案件】

**報告第1号 道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決
処分の承認を求めることについて**

※ 2015年8月3日、道路維持作業中に発生した物損事故における損害賠償額について、専決処分の承認を求めるものです。

**報告第2号 道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決
処分の承認を求めることについて**

※ 2015年10月26日、道路維持作業中に発生した物損事故における損害賠償額について、専決処分の承認を求めるものです。

平成27年度3月補正予算

3月補正予算の概要

3月補正では、国の補正予算（一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策）を受け、低年金受給者への支援として高齢年金生活者等を対象とした臨時福祉給付金支給事業や、介護施設整備の充実を図るため地域密着型介護サービス施設整備事業等を実施します。

また、事業の執行見込等に合わせた補正を行います。

| | |
|------|-----------------|
| 一般会計 | △8億 2,804万 5千円 |
| 特別会計 | △10億 7,385万 9千円 |
| 計 | △19億 190万 4千円 |

一般会計補正予算の主な内容

1 国の補正予算に伴う事業

- ・新たな地域協働推進事業 1,943万円
- ・高齢年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業 11億 5,210万円
- ・介護ロボット導入促進事業 4,000万円
- ・地域密着型介護サービス施設整備事業 2億 9,542万円
- ・創業支援事業 1,200万円

2 その他

- ・契約差金等の更正減 △48億 3,235万円
- ・特別会計繰出金 4億 7,975万円
- ・財政調整基金積立金 8億 9,282万円

特別会計の補正額

- ・国民健康保険事業会計 2億 2,192万円
- ・下水道事業会計 △8億 9,120万円
- ・介護保険事業会計 △3億 5,063万円
- ・後期高齢者医療事業会計 △1億 5,351万円
- ・病院事業会計 9,955万円

2015年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

| 区 分 | | 補正前の額 | | 補 正 額 | 計 | |
|------------------|--------------------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|
| | | | 構成比(%) | | | 構成比(%) |
| 一 般 会 計 | | 148,333,830 | 55.6 | △ 828,045 | 147,505,785 | 55.7 |
| 特 別 会 計 | 国 民 健 康 保 険 事 業 会 計 | 51,890,105 | 19.5 | 221,924 | 52,112,029 | 19.7 |
| | 下 水 道 事 業 会 計 | 11,803,674 | 4.4 | △ 891,196 | 10,912,478 | 4.1 |
| | 介 護 保 険 事 業 会 計 | 29,489,814 | 11.1 | △ 350,625 | 29,139,189 | 11.0 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計 | 9,387,648 | 3.5 | △ 153,509 | 9,234,139 | 3.5 |
| | 病 院 事 業 会 計 | 15,913,503 | 6.0 | 99,547 | 16,013,050 | 6.0 |
| | 収 益 的 | 14,577,458 | 5.5 | 141,165 | 14,718,623 | 5.5 |
| | 資 本 的 | 1,336,045 | 0.5 | △ 41,618 | 1,294,427 | 0.5 |
| | 小 計 | 118,484,744 | 44.5 | △ 1,073,859 | 117,410,885 | 44.3 |
| 合 計 | | 266,818,574 | 100.0 | △ 1,901,904 | 264,916,670 | 100.0 |

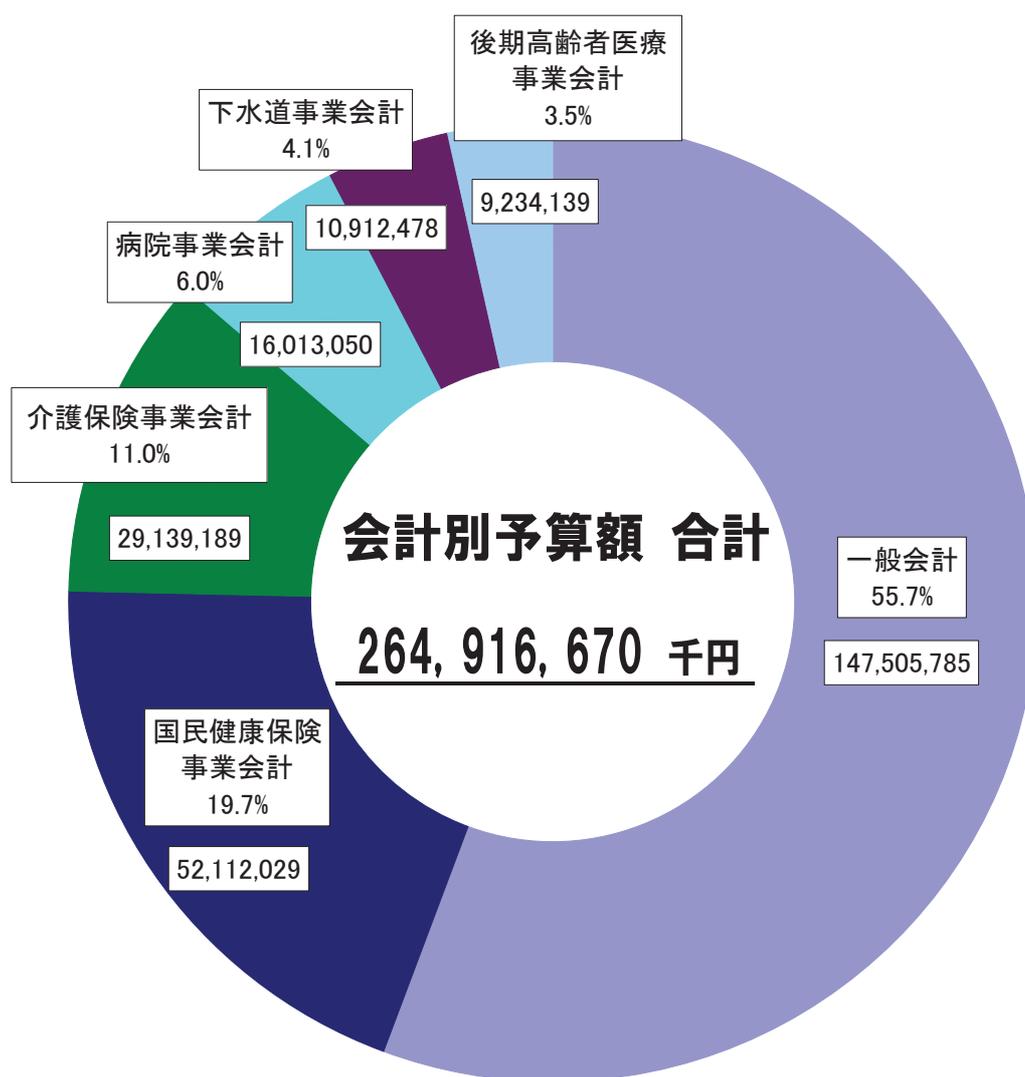
【概要】

- 特別会計も含めた補正額△19億190万4千円のうち、一般会計の補正額は△8億2,804万5千円で、補正後の予算総額2,649億1,667万円に対する一般会計の構成比は55.7%となります。
- 国民健康保険事業会計の補正額は2億2,192万4千円で、主に保険給付費の増額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△8億9,119万6千円で、主に管渠費、処理場費の減額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△3億5,062万5千円で、主に保険給付費の減額に伴う補正です。

2015年度 会計別予算構成

<3月補正後>

(単位:千円)



2015年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

| 款 | 補正前の額 | | 補正額 | 計 | |
|-----------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|
| | | 構成比(%) | | | 構成比(%) |
| 1. 市 税 | 67,551,723 | 45.5 | — | 67,551,723 | 45.8 |
| 2. 地 方 譲 与 税 | 632,001 | 0.4 | — | 632,001 | 0.4 |
| 3. 利 子 割 交 付 金 | 387,000 | 0.3 | — | 387,000 | 0.3 |
| 4. 配 当 割 交 付 金 | 786,000 | 0.5 | — | 786,000 | 0.5 |
| 5. 株式等譲渡所得割交付金 | 485,000 | 0.3 | — | 485,000 | 0.3 |
| 6. 地方消費税交付金 | 8,436,000 | 5.7 | — | 8,436,000 | 5.7 |
| 7. ゴルフ場利用税交付金 | 40,000 | 0.0 | — | 40,000 | 0.0 |
| 8. 自動車取得税交付金 | 250,001 | 0.2 | — | 250,001 | 0.2 |
| 9. 地方特例交付金 | 308,784 | 0.2 | — | 308,784 | 0.2 |
| 10. 地方交付税 | 1,037,004 | 0.7 | — | 1,037,004 | 0.7 |
| 11. 交通安全対策特別交付金 | 61,000 | 0.0 | — | 61,000 | 0.0 |
| 12. 分担金及び負担金 | 1,423,175 | 1.0 | 200 | 1,423,375 | 1.0 |
| 13. 使用料及び手数料 | 3,410,107 | 2.3 | △ 142,878 | 3,267,229 | 2.2 |
| 14. 国庫支出金 | 25,940,153 | 17.5 | 1,349,460 | 27,289,613 | 18.5 |
| 15. 都 支 出 金 | 18,535,141 | 12.5 | △ 698,750 | 17,836,391 | 12.1 |
| 16. 財 産 収 入 | 1,498,953 | 1.0 | △ 111,834 | 1,387,119 | 0.9 |
| 17. 寄 附 金 | 75,508 | 0.1 | 17,349 | 92,857 | 0.1 |
| 18. 繰 入 金 | 4,122,474 | 2.8 | △ 168,944 | 3,953,530 | 2.7 |
| 19. 繰 越 金 | 4,264,107 | 2.9 | — | 4,264,107 | 2.9 |
| 20. 諸 収 入 | 1,396,499 | 0.9 | 50,052 | 1,446,551 | 1.0 |
| 21. 市 債 | 7,693,200 | 5.2 | △ 1,122,700 | 6,570,500 | 4.5 |
| 歳 入 合 計 | 148,333,830 | 100.0 | △ 828,045 | 147,505,785 | 100.0 |

【概要】

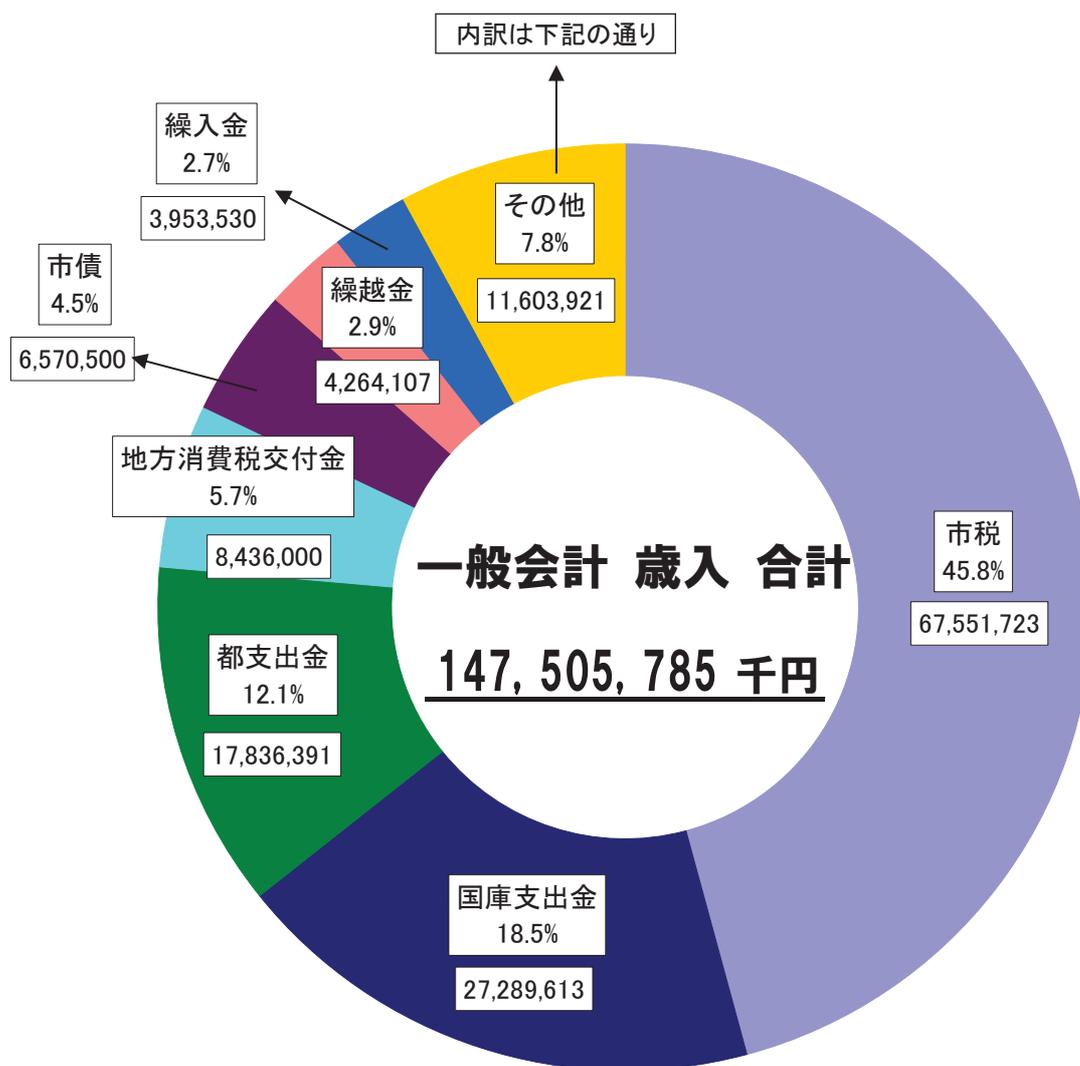
3月補正予算の主なもの

- 款13.使用料及び手数料 廃棄物処理手数料(△0.7億円)、道路占用料(△0.4億円)
- 款14.国庫支出金 高齢年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金(11.5億円)
施設型給付費負担金(2.6億円)、生活保護費負担金(1.3億円)
地域型保育給付費負担金(1.2億円)、学校施設環境改善交付金(△2.7億円)
- 款15.都支出金 地域密着型サービス整備費補助金(1.6億円)、道路橋梁費補助金(△3.3億円)
施設型給付費負担金(△2.4億円)、地域型保育給付費給付金(△1.2億円)
- 款16.財産収入 土地売却収入(△1.4億円)
- 款18.繰入金 職員退職手当基金繰入金(△1.0億円)
廃棄物減量再資源化等推進整備基金繰入金(△0.7億円)
- 款21.市債 学校施設整備事業債(△3.8億円)、道路整備事業債(△3.6億円)
障がい者福祉施設整備事業債(△1.8億円)、都市計画事業債(△1.4億円)

2015年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

| | | | |
|----------|-----------|-------------|---------|
| 使用料及び手数料 | 3,267,229 | 株式等譲渡所得割交付金 | 485,000 |
| 諸収入 | 1,446,551 | 利子割交付金 | 387,000 |
| 分担金及び負担金 | 1,423,375 | 地方特例交付金 | 308,784 |
| 財産収入 | 1,387,119 | 自動車取得税交付金 | 250,001 |
| 地方交付税 | 1,037,004 | 寄附金 | 92,857 |
| 配当割交付金 | 786,000 | 交通安全対策特別交付金 | 61,000 |
| 地方譲与税 | 632,001 | ゴルフ場利用税交付金 | 40,000 |

2015年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

| 款 | 補正前の額 (構成比) | 補正額 | 計 (構成比) | 補正額の財源内訳 | | | | |
|-----------|-------------------------|-------------|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | | 一般財源 |
| | | | | 国庫支出金 | 都支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 議会費 | 737,916 (0.5%) | △ 4,877 | 733,039 (0.5%) | — | — | — | — | △ 4,877 |
| 2. 総務費 | 18,727,928 (12.6%) | 217,970 | 18,945,898 (12.8%) | 152,145 | △ 61,478 | △ 69,300 | △ 97,930 | 294,533 |
| 3. 民生費 | 75,724,155 (51.1%) | 1,687,371 | 77,411,526 (52.6%) | 1,674,716 | △ 75,038 | △ 151,100 | △ 12,069 | 250,862 |
| 4. 衛生費 | 13,239,713 (8.9%) | △ 289,800 | 12,949,913 (8.7%) | △ 1,075 | △ 24,107 | △ 6,800 | △ 152,590 | △ 105,228 |
| 5. 労働費 | 39,026 (0.0%) | — | 39,026 (0.0%) | — | — | — | — | — |
| 6. 農林費 | 365,172 (0.3%) | △ 7,343 | 357,829 (0.3%) | — | 4,914 | — | 10 | △ 12,267 |
| 7. 商工費 | 883,964 (0.6%) | △ 9,196 | 874,768 (0.6%) | 12,000 | △ 7,546 | — | △ 5,990 | △ 7,660 |
| 8. 土木費 | 12,132,413 (8.2%) | △ 1,457,869 | 10,674,544 (7.2%) | △ 123,495 | △ 435,993 | △ 502,600 | △ 90,889 | △ 304,892 |
| 9. 消防費 | 5,233,027 (3.5%) | △ 66,455 | 5,166,572 (3.5%) | △ 53,984 | 3,726 | △ 10,600 | — | △ 5,597 |
| 10. 教育費 | 14,968,937 (10.1%) | △ 829,828 | 14,139,109 (9.6%) | △ 289,662 | △ 94,299 | △ 382,300 | △ 5,527 | △ 58,040 |
| 11. 災害復旧費 | 8 (0.0%) | — | 8 (0.0%) | — | — | — | — | — |
| 12. 公債費 | 6,122,571 (4.1%) | △ 68,018 | 6,054,553 (4.1%) | — | — | — | — | △ 68,018 |
| 13. 予備費 | 159,000 (0.1%) | — | 159,000 (0.1%) | — | — | — | — | — |
| 歳出合計 | 148,333,830 (100.0%) | △ 828,045 | 147,505,785 (100.0%) | 1,370,645 | △ 689,821 | △ 1,122,700 | △ 364,985 | △ 21,184 |

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 財政調整基金積立金(8.9億円)、職員人件費(△5.7億円)
- 款3.民生費 高齢年金生活者等支援臨時福祉給付金(10.2億円)
国民健康保険事業会計繰出金(6.7億円)、地域密着型サービス施設整備事業補助金(2.8億円)
自立支援給付費(2.6億円)、生活保護費(1.7億円)
障がい者福祉施設整備費補助金(△2.7億円)、児童手当(△2.0億円)、職員人件費(△1.5億円)
- 款4.衛生費 指定収集袋作製・配送・販売委託料(△0.7億円)、資源循環施設改修工事費(△0.5億円)
- 款8.土木費 物件補償料(△4.4億円)、道路用地購入費(△3.7億円)
緊急輸送道路沿道建築物耐震促進助成金(△1.7億円)、電線共同溝引込管設置委託料(△0.9億円)
- 款10.教育費 学校施設整備工事費(△6.2億円)、職員人件費(△0.6億円)

○債務負担行為補正の内容(2015年度事業費・期間・総事業費)

限度額の変更：認可保育所施設整備費補助事業(0.3億円・2015～2016年度・総事業費2.7億円)

重度障がい者通所施設整備事業(1.6億円・2015～2016年度・総事業費10.6億円)

廃止：鶴川第一小学校給食棟改築及び旧校舎解体他事業(0億円・2015～2016年度・総事業費6.6億円)

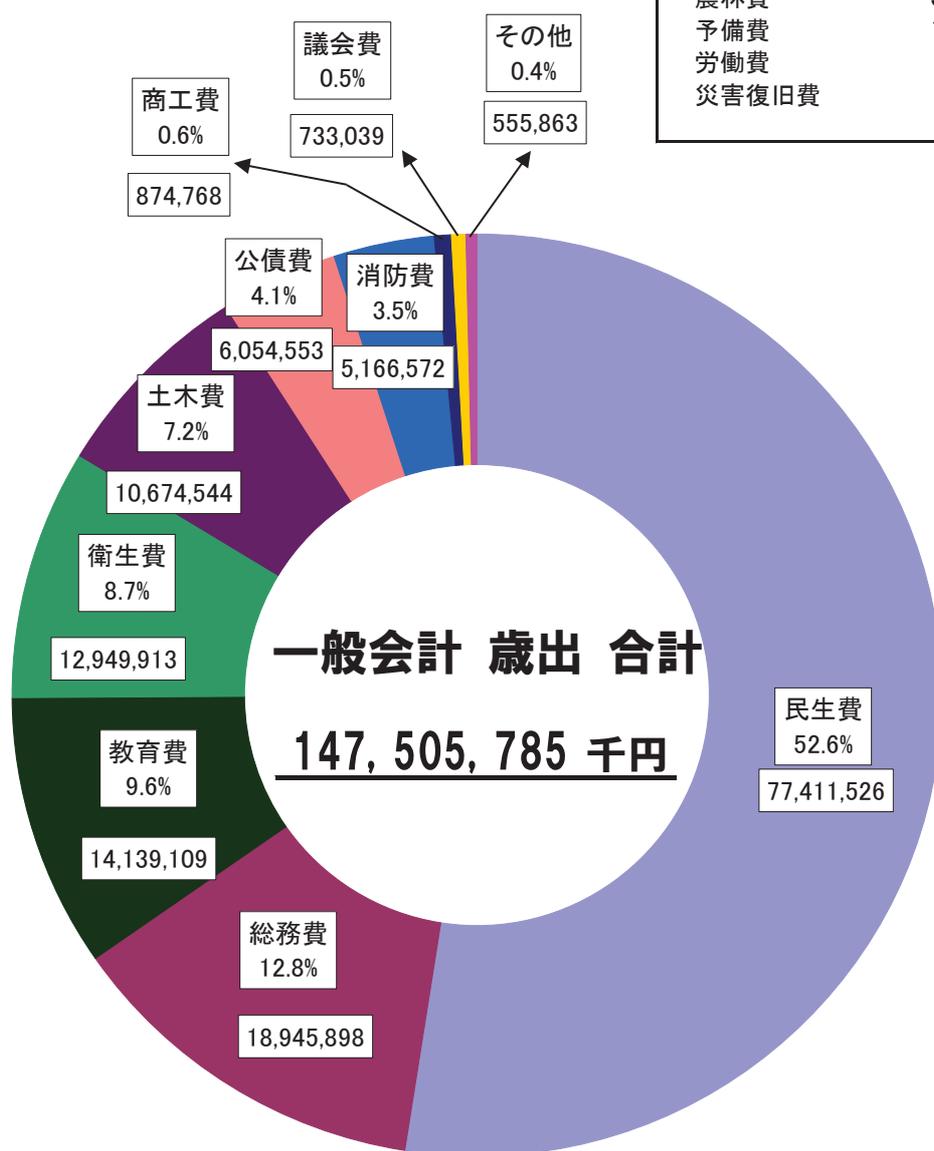
2015年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

| | |
|-------|---------|
| 農林費 | 357,829 |
| 予備費 | 159,000 |
| 労働費 | 39,026 |
| 災害復旧費 | 8 |



2015年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

| 区 分 | 補正前の額 | | 補正額 | 計 | | |
|-----------------------|---------------|------------|-------------|-------------|------------|------|
| | | 構成比(%) | | | 構成比(%) | |
| 義 務 的 経 費 | 人 件 費 | 24,802,638 | 16.7 | △ 919,021 | 23,883,617 | 16.2 |
| | 職 員 給 与 費 | 21,134,647 | 14.2 | △ 832,101 | 20,302,546 | 13.8 |
| | 特別職給与費等 | 3,667,991 | 2.5 | △ 86,920 | 3,581,071 | 2.4 |
| | 扶 助 費 | 47,811,933 | 32.3 | 1,224,584 | 49,036,517 | 33.2 |
| | 公 債 費 | 6,122,570 | 4.1 | △ 68,018 | 6,054,552 | 4.1 |
| | 計 | 78,737,141 | 53.1 | 237,545 | 78,974,686 | 53.5 |
| 投 資 的 経 費 | 13,642,092 | 9.2 | △ 2,222,515 | 11,419,577 | 7.7 | |
| そ の 他 経 費 | 物 件 費 | 20,955,789 | 14.1 | △ 286,219 | 20,669,570 | 14.1 |
| | 維 持 補 修 費 | 839,636 | 0.6 | △ 4,000 | 835,636 | 0.6 |
| | 補 助 費 等 | 12,800,560 | 8.6 | 60,121 | 12,860,681 | 8.7 |
| | 繰 出 金 | 17,479,625 | 11.8 | 479,750 | 17,959,375 | 12.2 |
| | 出 資 金 ・ 貸 付 金 | 9,001 | 0.0 | △ 400 | 8,601 | 0.0 |
| | 積 立 金 | 3,710,986 | 2.5 | 907,673 | 4,618,659 | 3.1 |
| | 予 備 費 | 159,000 | 0.1 | — | 159,000 | 0.1 |
| | 計 | 55,954,597 | 37.7 | 1,156,925 | 57,111,522 | 38.8 |
| 歳 出 合 計 | 148,333,830 | 100.0 | △ 828,045 | 147,505,785 | 100.0 | |

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 人件費 職員手当等(△4.7億円)、職員給料(△1.9億円)、職員共済費(△1.7億円)
- 扶助費 高齢年金生活者等支援臨時福祉給付金(10.2億円)
自立支援給付費(2.6億円)、生活保護費(1.7億円)、児童手当(△2.0億円)
- 投資的経費 学校施設整備工事費(△6.2億円)、道路用地購入費(△3.7億円)
物件補償料(△4.4億円)、障がい者福祉施設整備費補助金(△2.7億円)
緊急輸送道路沿道建築物耐震促進助成金(△1.7億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(6.7億円)
後期高齢者医療事業会計繰出金(△1.1億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(8.9億円)

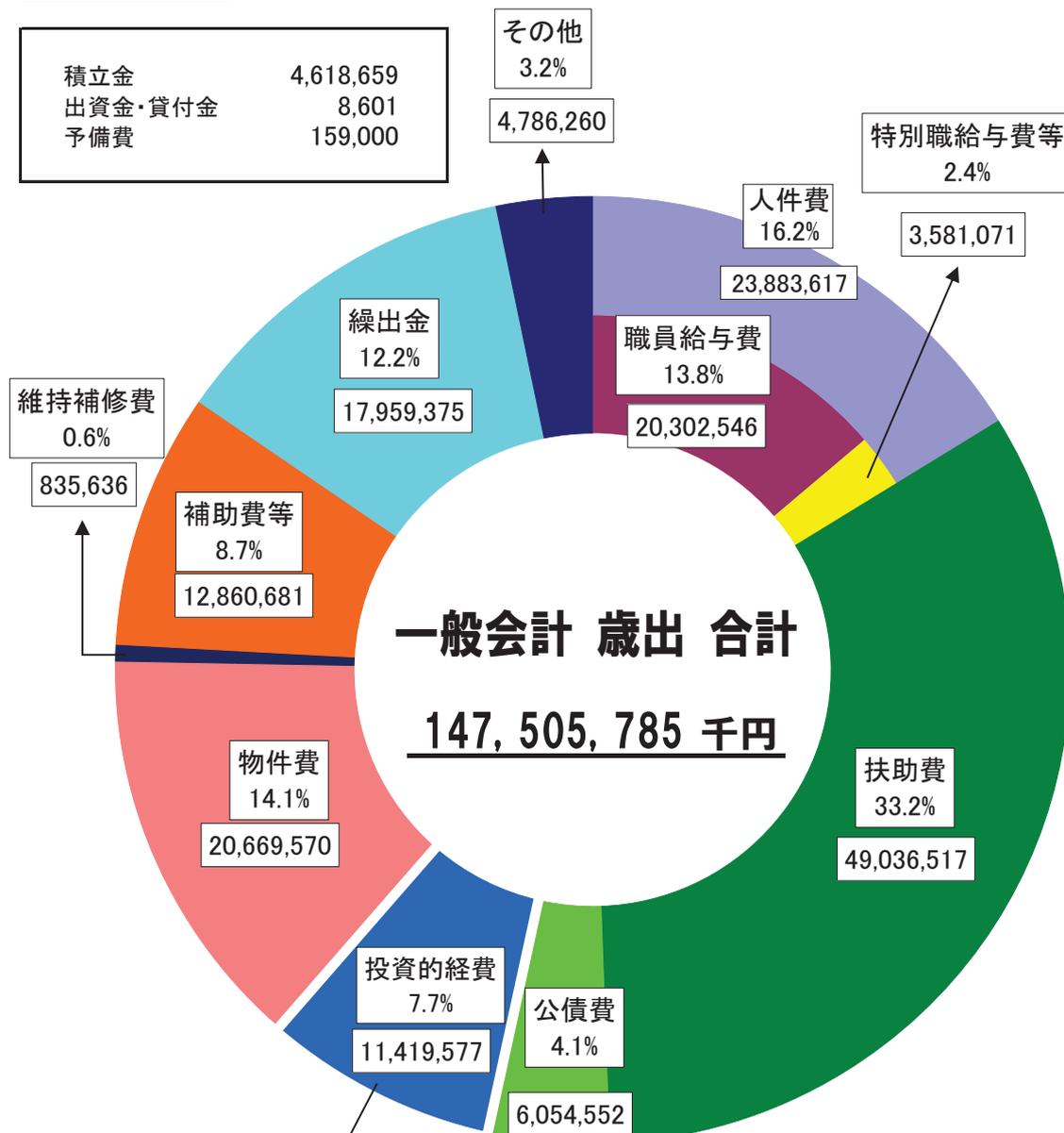
2015年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

| | |
|---------|-----------|
| 積立金 | 4,618,659 |
| 出資金・貸付金 | 8,601 |
| 予備費 | 159,000 |



投資的経費 内訳

| | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 総務費 | 1,119,551 | 土木費 | 3,098,235 |
| 民生費 | 1,739,074 | 消防費 | 340,978 |
| 衛生費 | 1,330,722 | 教育費 | 3,735,683 |
| 農林費 | 44,341 | 災害復旧費 | 8 |
| 商工費 | 10,985 | | |

平成28年度当初予算

1 予算の概要

(1) 基本的な考え方

平成 28 (2016) 年度当初予算は、国の積極的な経済対策等により、日本経済は景気の回復基調が続いていますが、実体経済はいまだ低迷が続いており、依然として厳しい財政状況が続く中での予算編成となりましたが、町田市基本計画である「まちだ未来づくりプラン」の5年目として、またその実行計画である「新5カ年計画」の最終年度として、その進捗状況と今後の見通しを確認し、目標達成に向けた取り組みの着実な推進を目指すため、次の点を基本に編成しました。

- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた5つの「未来づくりプロジェクト」である《1 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト》、《2 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト》、《3 団地再生に向けたプロジェクト》、《4 みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト》、《5 基幹交通機能を強化するプロジェクト》を着実に推進します。
- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた4つの「まちづくり基本目標」である《Ⅰ 将来を担う人が育つまちをつくる》、《Ⅱ 安心して生活できるまちをつくる》、《Ⅲ 賑わいのあるまちをつくる》、《Ⅳ 暮らしやすいまちをつくる》の実現を目指す施策を推進します。
- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた3つの行政経営基本方針である《1 市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む》、《2 市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める》、《3 いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる》に基づいて事業の見直しを進め、着実に行政経営改革を推進します。

まちだ未来づくりプラン

5つの「未来づくりプロジェクト」

- 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト
- 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト
- 団地再生に向けたプロジェクト
- みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト
- 基幹交通機能を強化するプロジェクト

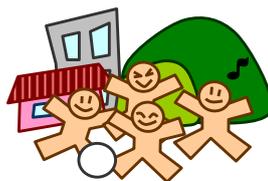
4つの「まちづくり基本目標」



将来を担う人が育つまちをつくる



安心して生活できるまちをつくる



賑わいのあるまちをつくる



暮らしやすいまちをつくる

3つの「行政経営基本方針」

- 市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む
- 市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める
- いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる

(2) 予算規模

一般会計に特別会計をあわせた総予算額は、2,624億9,461万円で、対前年度比較で0.6%の増加となりました。

(単位:千円・%)

| 区 分 | 2016年度 | | 2015年度 | | 比 較 | | | |
|------------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|---------|-----|
| | 予算額 | 構成比 | 予算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 | | |
| 一 般 会 計 | 140,226,538 | 53.4 | 142,830,301 | 54.8 | △ 2,603,763 | △ 1.8 | | |
| 特 別 会 計 | 国 民 健 康 保 険 事 業 会 計 | 51,499,411 | 19.6 | 52,081,267 | 20.0 | △ 581,856 | △ 1.1 | |
| | 下 水 道 事 業 会 計 | 13,562,200 | 5.2 | 11,600,907 | 4.4 | 1,961,293 | 16.9 | |
| | 介 護 保 険 事 業 会 計 | 30,880,355 | 11.8 | 29,081,417 | 11.1 | 1,798,938 | 6.2 | |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計 | 9,658,386 | 3.7 | 9,337,847 | 3.6 | 320,539 | 3.4 | |
| | 病 院 事 業 会 計 | | 16,667,715 | 6.3 | 15,913,503 | 6.1 | 754,212 | 4.7 |
| | | 収 益 的 | 15,290,470 | 5.8 | 14,577,458 | 5.6 | 713,012 | 4.9 |
| | | 資 本 的 | 1,377,245 | 0.5 | 1,336,045 | 0.5 | 41,200 | 3.1 |
| | 小 計 | 122,268,067 | 46.6 | 118,014,941 | 45.2 | 4,253,126 | 3.6 | |
| 合 計 | 262,494,605 | 100.0 | 260,845,242 | 100.0 | 1,649,363 | 0.6 | | |

① 一般会計予算規模

2016年度の一般会計予算規模は、1,402億2,654万円で、対前年度比較で1.8%の減少となりました。

これは、民間保育所等の施設型給付事業が8億4千万円、障がい者サービス給付事業が6億1千万円などの増加があったものの、鶴川第一小学校改築事業が16億4千万円、小・中学校防災機能強化事業が6億3千万円、それぞれ減少したことなどによります。

全国的に景気の回復傾向はみられるものの、町田市においては、歳入では市税が法人市民税の一部国税化等に伴い減少し、また財政調整基金現在高が過去10年で最低水準であることから繰入金も減少しています。一方、歳出においては将来見込まれる社会保障関係経費や投資的経費等に係る財政負担を見据え、職員人件費などを減額しています。

なお、2016年度は将来への投資として、循環型社会形成に向けた熱回収施設等整備事業費や副次核に位置づける南町田駅周辺地区拠点整備事業費を計上しています。

一般会計当初予算規模の推移

| 年度 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算規模(百万円) | 141,297 | 135,473 | 131,650 | 139,956 | 142,830 | 140,227 |
| 伸び率(%) | 6.2 | △4.1 | △2.8 | 6.3 | 2.1 | △1.8 |

※2014年度は当初予算が骨格予算のため、6月補正後の予算額です。

② 特別会計予算規模

特別会計の主な増減要因

〔下水道事業会計〕

汚水処理施設の増設工事などに伴い 19 億 6 千万円の増

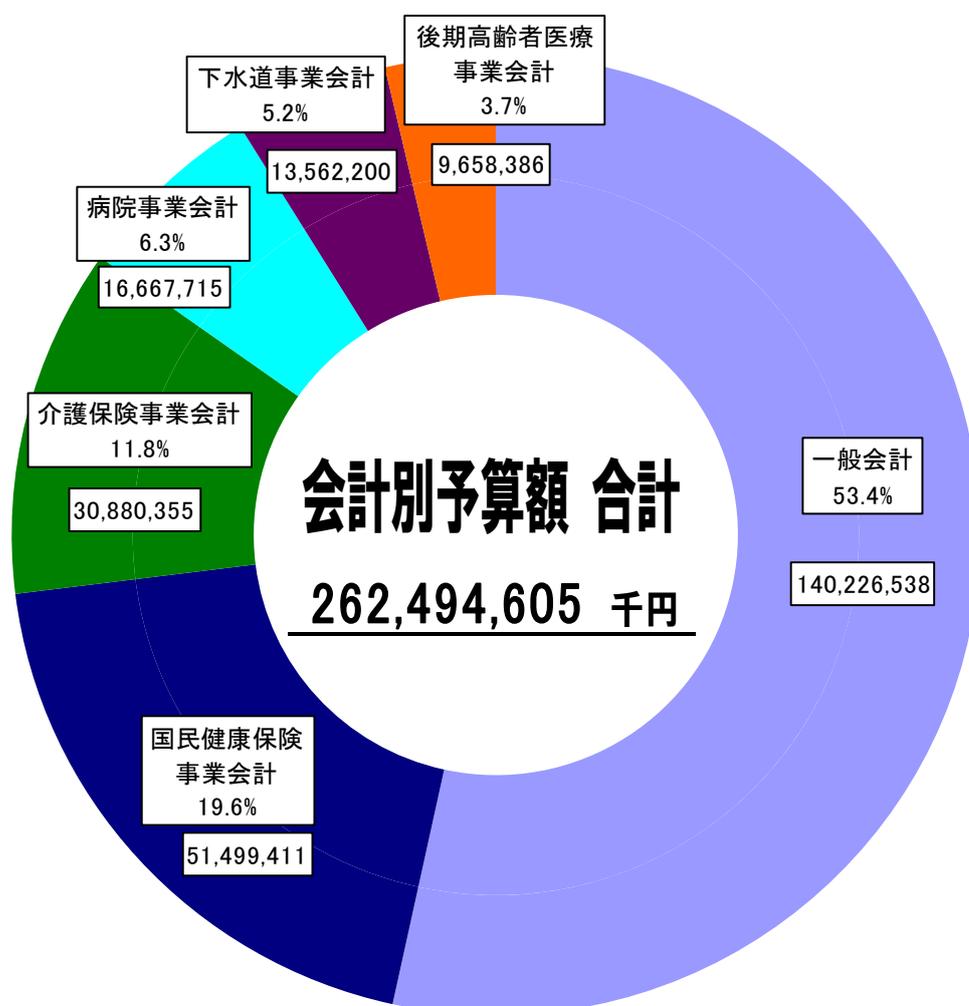
〔介護保険事業会計〕

保険給付費の伸びなどに伴い 18 億円の増

〔病院事業会計〕

C 型肝炎治療薬の新規採用に伴う薬品費の増などに伴い 7 億 5 千万円の増

2016 年度 会計別予算構成



2 一般会計予算

(1) 歳入

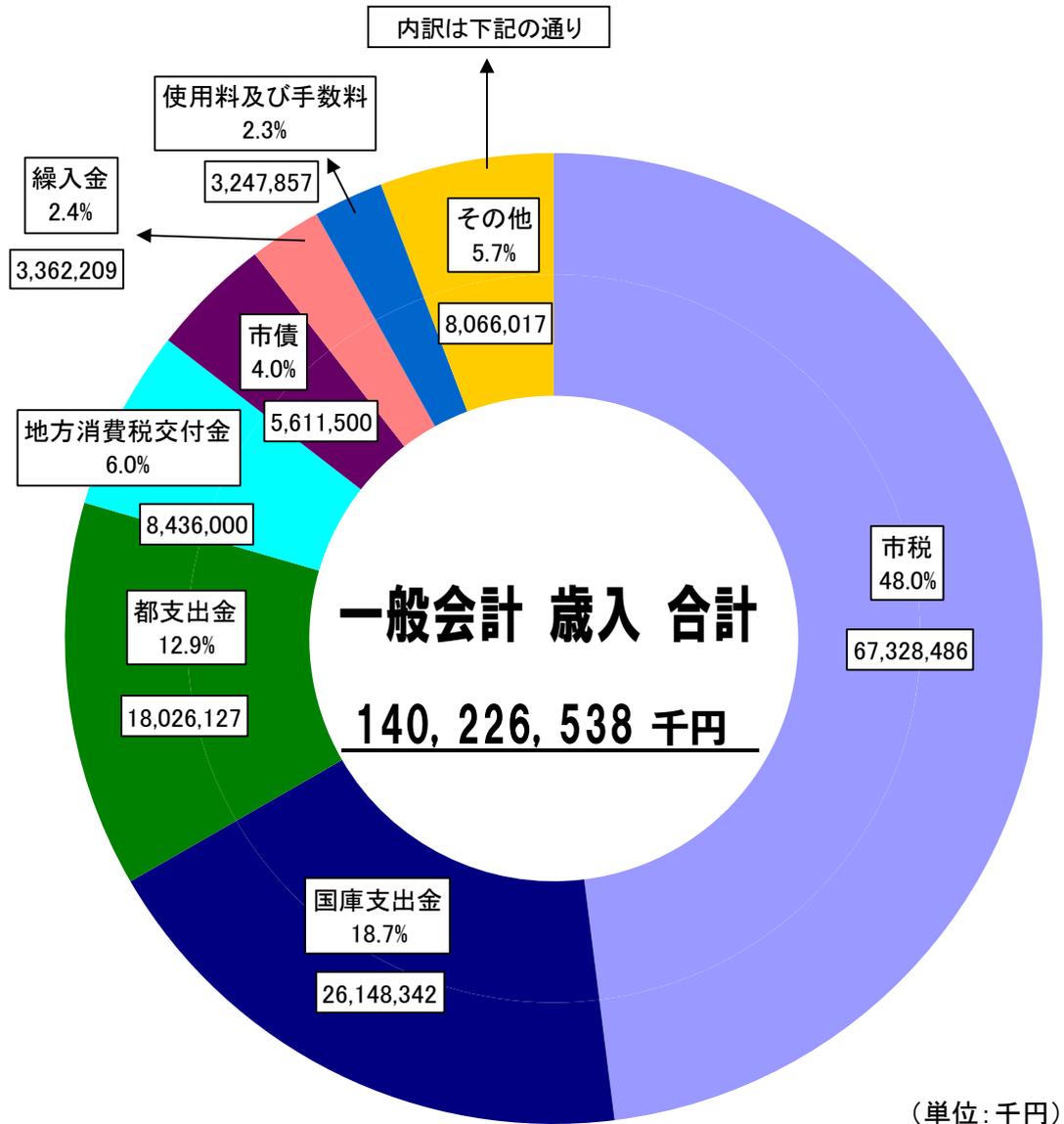
2016年度予算では、法人市民税の一部国税化などにより市税全体では2億2千万円の減額を見込んでいます。また、2015年度に臨時的収入として計上していた水道事務所の土地及び建物売払収入の皆減などにより、財産収入の減を8億1千万円としています。

そのほか、鶴川第一小学校改築事業費や小・中学校防災機能強化事業の減少などに伴う市債の減額を14億5千万円と見込んでいます。

(単位:千円・%)

| 款 | 2016年度 | | 2015年度 | | 比較 | |
|--------------------------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|--------|
| | 予算額 | 構成比 | 予算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 1.市 税 | 67,328,486 | 48.0 | 67,551,723 | 47.3 | △ 223,237 | △ 0.3 |
| 2.地 方 譲 与 税 | 677,001 | 0.5 | 632,001 | 0.4 | 45,000 | 7.1 |
| 3.利 子 割 交 付 金 | 173,000 | 0.1 | 387,000 | 0.3 | △ 214,000 | △ 55.3 |
| 4.配 当 割 交 付 金 | 951,000 | 0.7 | 786,000 | 0.6 | 165,000 | 21.0 |
| 5.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 562,000 | 0.4 | 485,000 | 0.3 | 77,000 | 15.9 |
| 6.地 方 消 費 税 交 付 金 | 8,436,000 | 6.0 | 8,436,000 | 5.9 | 0 | 0.0 |
| 7.ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 40,000 | 0.0 | 40,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 8.自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 329,001 | 0.2 | 250,001 | 0.2 | 79,000 | 31.6 |
| 9.地 方 特 例 交 付 金 | 308,000 | 0.2 | 420,000 | 0.3 | △ 112,000 | △ 26.7 |
| 10.地 方 交 付 税 | 490,000 | 0.4 | 590,000 | 0.4 | △ 100,000 | △ 16.9 |
| 11.交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 53,000 | 0.0 | 61,000 | 0.0 | △ 8,000 | △ 13.1 |
| 12.分 担 金 及 び 負 担 金 | 1,531,301 | 1.1 | 1,423,175 | 1.0 | 108,126 | 7.6 |
| 13.使 用 料 及 び 手 数 料 | 3,247,857 | 2.3 | 3,416,055 | 2.4 | △ 168,198 | △ 4.9 |
| 14.国 庫 支 出 金 | 26,148,342 | 18.7 | 25,441,091 | 17.8 | 707,251 | 2.8 |
| 15.都 支 出 金 | 18,026,127 | 12.9 | 18,331,535 | 12.8 | △ 305,408 | △ 1.7 |
| 16.財 産 収 入 | 689,520 | 0.5 | 1,500,507 | 1.1 | △ 810,987 | △ 54.0 |
| 17.寄 附 金 | 40,952 | 0.0 | 50,046 | 0.0 | △ 9,094 | △ 18.2 |
| 18.繰 入 金 | 3,362,209 | 2.4 | 3,600,912 | 2.5 | △ 238,703 | △ 6.6 |
| 19.繰 越 金 | 1,000,000 | 0.7 | 1,000,000 | 0.7 | 0 | 0.0 |
| 20.諸 収 入 | 1,221,242 | 0.9 | 1,365,955 | 1.0 | △ 144,713 | △ 10.6 |
| 21.市 債 | 5,611,500 | 4.0 | 7,062,300 | 5.0 | △ 1,450,800 | △ 20.5 |
| 歳 入 合 計 | 140,226,538 | 100.0 | 142,830,301 | 100.0 | △ 2,603,763 | △ 1.8 |

2016 年度 一般会計歳入予算内訳



その他 内訳

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 分担金及び負担金 | 1,531,301 | 地方交付税 | 490,000 |
| 諸収入 | 1,221,242 | 自動車取得税交付金 | 329,001 |
| 繰越金 | 1,000,000 | 地方特例交付金 | 308,000 |
| 配当割交付金 | 951,000 | 利子割交付金 | 173,000 |
| 財産収入 | 689,520 | 交通安全対策特別交付金 | 53,000 |
| 地方譲与税 | 677,001 | 寄附金 | 40,952 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 562,000 | ゴルフ場利用税交付金 | 40,000 |

主な歳入の増減要因

〔市税〕

法人市民税の一部国税化及び法人税の税率引下げ等による

法人市民税の減 $\Delta 2.8$ 億円

家屋の新增築の増等による固定資産税の増

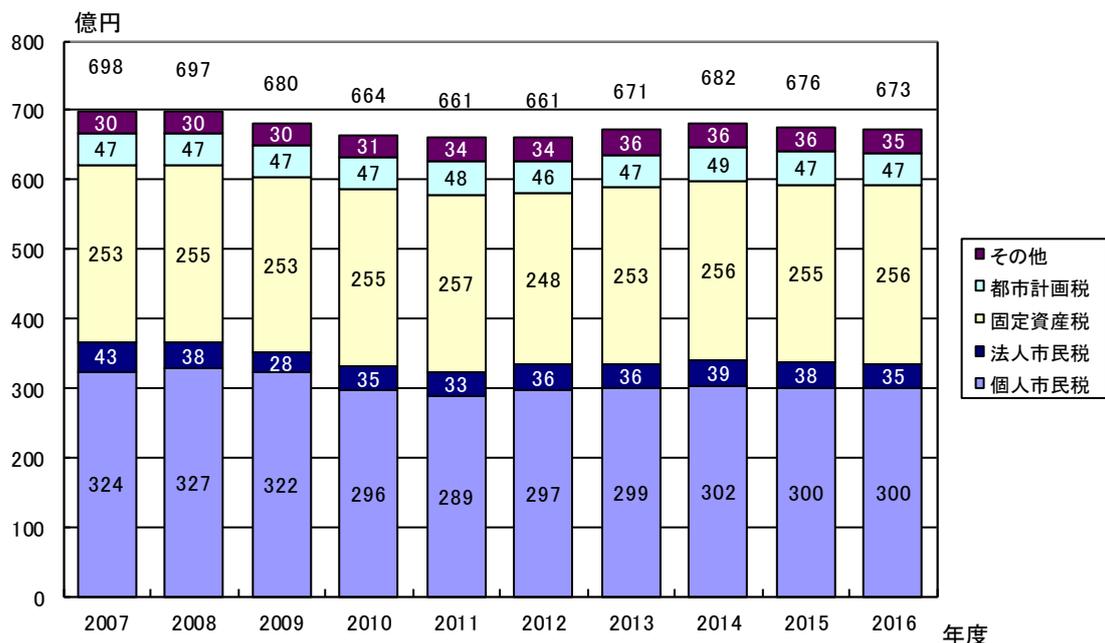
0.9 億円

市税予算の内訳

(単位:千円・%)

| 区 分 | 2016年度 | 2015年度 | 比 較 | |
|------------|------------|------------|------------------|--------------|
| | | | 増減額 | 増減率 |
| 市民税 | 33,439,341 | 33,742,045 | $\Delta 302,704$ | $\Delta 0.9$ |
| 個人 | 29,978,013 | 29,998,035 | $\Delta 20,022$ | $\Delta 0.1$ |
| 法人 | 3,461,328 | 3,744,010 | $\Delta 282,682$ | $\Delta 7.6$ |
| 固定資産税 | 25,601,134 | 25,514,937 | 86,197 | 0.3 |
| 土地(現年課税) | 11,667,246 | 11,701,878 | $\Delta 34,632$ | $\Delta 0.3$ |
| 家屋(現年課税) | 10,407,640 | 10,328,720 | 78,920 | 0.8 |
| 償却資産(現年課税) | 2,709,728 | 2,680,674 | 29,054 | 1.1 |
| その他 | 816,520 | 803,665 | 12,855 | 1.6 |
| 軽自動車税 | 367,638 | 312,914 | 54,724 | 17.5 |
| 市たばこ税 | 2,305,378 | 2,367,880 | $\Delta 62,502$ | $\Delta 2.6$ |
| 事業所税 | 852,383 | 879,233 | $\Delta 26,850$ | $\Delta 3.1$ |
| 都市計画税 | 4,756,309 | 4,728,771 | 27,538 | 0.6 |
| その他 | 6,303 | 5,943 | 360 | 6.1 |
| 合 計 | 67,328,486 | 67,551,723 | $\Delta 223,237$ | $\Delta 0.3$ |

市税の推移



※2007～2014年度は決算額、2015年度、2016年度は当初予算額

〔国庫支出金〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|--|------------|------------|------|
| 児童保育費負担金の増 | 23.3 | 19.5 | 3.8 |
| 障がい者サービス給付事業費の増に伴う 自立支援費負担金及び障害児通所給付費負担金の増 | 42.6 | 39.4 | 3.2 |
| 保育所等整備費交付金の皆増 | 2.9 | — | 皆増 |
| 生活保護費負担金の増 | 98.4 | 95.8 | 2.6 |
| 鶴川第一小学校改築や小・中学校防災機能強化事業費 の減に伴う学校施設環境改善交付金の減 | 3.0 | 7.7 | △4.7 |
| 子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金の皆減 | — | 2.4 | 皆減 |

〔財産収入〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|--------------------|------------|------------|------|
| 水道事務所の土地及び建物売払収入の減 | 0.5 | 8.4 | △7.9 |

〔繰入金〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|----------------|------------|------------|------|
| 財政調整基金繰入金の減 | 28.6 | 30.5 | △1.9 |
| 職員退職手当基金繰入金の皆減 | — | 1.0 | 皆減 |

〔市債〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|--|------------|------------|-------|
| 鶴川第一小学校改築や小・中学校防災機能強化事業費 の減に伴う学校施設整備事業債の減 | 7.2 | 20.6 | △13.4 |
| 保育所整備事業債の減 | 0.7 | 3.8 | △3.1 |
| 都市計画事業債の増 | 12.1 | 7.0 | 5.1 |

【参考】

〔地方消費税交付金〕

地方消費税率の引上げに伴う増収は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。

(単位：億円)

| 社会保障施策に 要する経費 | 2016 年度予算額 | うち一般財源 | |
|------------------|------------|--------|------------------------|
| | | | 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) |
| 社会福祉 | 564.5 | 173.1 | 20.8 |
| 社会保険 | 154.9 | 138.3 | 16.7 |
| 保健衛生 | 36.0 | 32.6 | 3.9 |
| 合計 | 755.4 | 344.0 | 41.4 |

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各経費に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。

(2) 歳出

① 目的別歳出の状況

(単位:千円・%)

| 款 | 2016年度 予算額 (構成比) | 2015年度 予算額 (構成比) | 増減額 (増減率) | 2016年度予算額の財源内訳 | | | | 一般財源 (構成比) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|------------|-----------|-----------|------------------------|
| | | | | 特定財源 | | | | |
| | | | | 国庫支出金 | 都支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 議会費 | 679,921 (0.5%) | 737,916 (0.5%) | △ 57,995 (△7.9%) | 232 | 116 | — | 16 | 679,557 (0.8%) |
| 2. 総務費 | 14,487,264 (10.3%) | 15,466,795 (10.8%) | △ 979,531 (△6.3%) | 176,552 | 1,023,957 | 848,300 | 466,436 | 11,972,019 (14.1%) |
| 3. 民生費 | 75,517,649 (53.9%) | 73,915,014 (51.8%) | 1,602,635 (2.2%) | 24,331,787 | 13,340,885 | 859,800 | 2,741,721 | 34,243,456 (40.2%) |
| 4. 衛生費 | 12,777,105 (9.1%) | 13,178,643 (9.2%) | △ 401,538 (△3.0%) | 78,178 | 773,575 | 161,000 | 2,664,367 | 9,099,985 (10.7%) |
| 5. 労働費 | 38,421 (0.0%) | 39,026 (0.0%) | △ 605 (△1.6%) | — | — | — | — | 38,421 (0.0%) |
| 6. 農林費 | 326,514 (0.2%) | 339,794 (0.2%) | △ 13,280 (△3.9%) | — | 34,126 | — | 3,678 | 288,710 (0.3%) |
| 7. 商工費 | 864,758 (0.6%) | 883,964 (0.6%) | △ 19,206 (△2.2%) | — | 38,563 | — | 170,089 | 656,106 (0.8%) |
| 8. 土木費 | 11,412,058 (8.2%) | 11,864,860 (8.3%) | △ 452,802 (△3.8%) | 587,760 | 1,005,176 | 1,409,200 | 637,747 | 7,772,175 (9.1%) |
| 9. 消防費 | 5,372,141 (3.8%) | 5,239,434 (3.7%) | 132,707 (2.5%) | 192,952 | 1,126,200 | 287,600 | 150 | 3,765,239 (4.4%) |
| 10. 教育費 | 12,313,798 (8.8%) | 14,942,276 (10.5%) | △ 2,628,478 (△17.6%) | 674,465 | 683,501 | 645,600 | 111,061 | 10,199,171 (12.0%) |
| 11. 災害 復旧費 | 86 (0.0%) | 8 (0.0%) | 78 (975.0%) | — | — | — | — | 86 (0.0%) |
| 12. 公債費 | 6,336,823 (4.5%) | 6,122,571 (4.3%) | 214,252 (3.5%) | — | — | — | 1,317 | 6,335,506 (7.5%) |
| 13. 予備費 | 100,000 (0.1%) | 100,000 (0.1%) | 0 (0.0%) | — | — | — | — | 100,000 (0.1%) |
| 歳出合計 | 140,226,538 (100.0%) | 142,830,301 (100.0%) | △ 2,603,763 (△1.8%) | 26,041,926 | 18,026,099 | 4,211,500 | 6,796,582 | 85,150,431 (100.0%) |

主な目的別歳出の増減要因

〔総務費〕

(単位:億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|-----------------------------------|------------|------------|-------|
| 定年退職者及び勸奨退職者見込数の減などに伴う 職員人件費の減 | 28.8 | 39.5 | △10.7 |

〔民生費〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|----------------------|------------|------------|-----|
| 民間保育所等の施設型給付事業費の増 | 115.4 | 107.0 | 8.4 |
| 障がい者サービス給付事業費の増 | 86.1 | 80.0 | 6.1 |
| 重度障がい者通所施設整備事業費の増 | 9.0 | 3.3 | 5.7 |
| 生活保護費の増 | 131.2 | 127.8 | 3.4 |
| 子どもセンター「まあち」整備事業費の皆減 | — | 4.7 | 皆減 |

〔衛生費〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|-----------------------|------------|------------|------|
| 循環型施設整備事業費の減 | 2.1 | 4.6 | △2.4 |
| リサイクル文化センター耐震補強事業費の皆減 | — | 1.9 | 皆減 |

〔土木費〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|--------------------|------------|------------|------|
| 準幹線道路新設改良事業費の減 | 0.6 | 7.6 | △7.0 |
| 薬師池公園四季彩の杜整備事業費の減 | 3.3 | 8.6 | △5.3 |
| 相原駅西口広場整備事業費の減 | 0.1 | 3.5 | △3.4 |
| 耐震改修促進事業費の減 | 1.8 | 5.0 | △3.2 |
| 小野路公園整備事業費の増 | 7.0 | 0.3 | 6.7 |
| 南町田駅周辺地区拠点整備事業費の増 | 5.2 | 1.0 | 4.2 |
| 野津田公園スポーツの森整備事業費の増 | 4.3 | 0.2 | 4.1 |

〔消防費〕

(単位：億円)

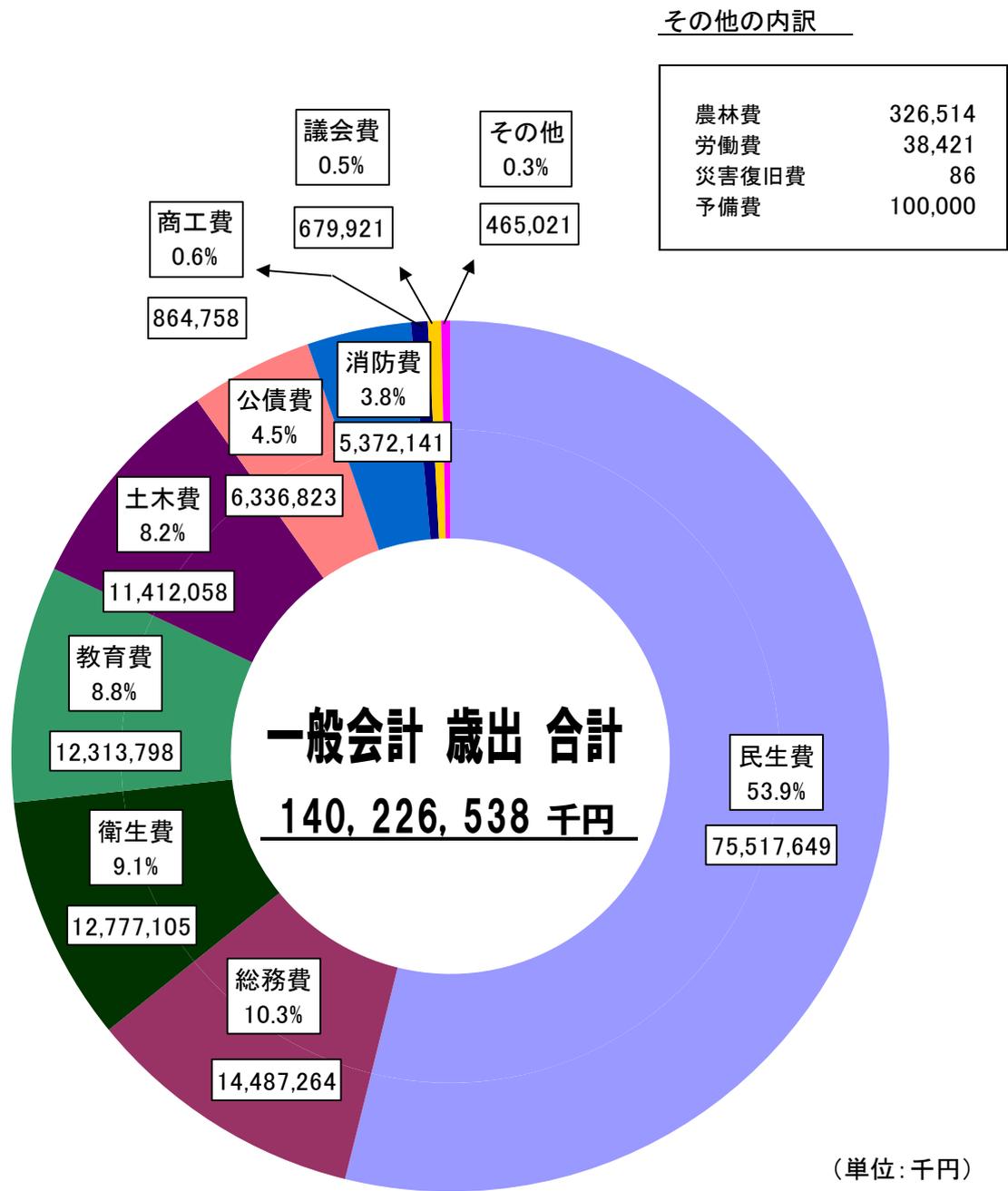
| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|---------------|------------|------------|-----|
| 防災情報設備整備事業費の増 | 3.9 | 3.1 | 0.8 |
| 消防器具置場整備事業費の増 | 0.8 | 0.1 | 0.7 |

〔教育費〕

(単位：億円)

| | 2016 年度 | 2015 年度 | 増減額 |
|-------------------|------------|------------|-------|
| 鶴川第一小学校改築事業費の減 | 2.5 | 18.9 | △16.4 |
| 小・中学校防災機能強化事業費の皆減 | — | 6.3 | 皆減 |
| 中学校施設中規模改修事業費の皆減 | — | 2.8 | 皆減 |
| 小・中学校施設防音事業費の減 | 5.1 | 7.0 | △1.9 |
| 小・中学校屋内環境整備事業費の増 | 7.3 | 4.6 | 2.7 |

2016 年度 一般会計歳出予算 目的別内訳



その他の内訳

| | |
|-------|---------|
| 農林費 | 326,514 |
| 労働費 | 38,421 |
| 災害復旧費 | 86 |
| 予備費 | 100,000 |

② 性質別歳出の状況

(単位:千円・%)

| 区 分 | 2016年度 | | 2015年度 | | 比 較 | | |
|-------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------|
| | 予算額 | 構成比 | 予算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 | |
| 義務的経費 | 人件費 | 23,057,103 | 16.4 | 24,803,045 | 17.4 | △ 1,745,942 | △ 7.0 |
| | 職員給与費 | 19,610,406 | 14.0 | 21,135,727 | 14.8 | △ 1,525,321 | △ 7.2 |
| | 特別職給与費等 | 3,446,697 | 2.4 | 3,667,318 | 2.6 | △ 220,621 | △ 6.0 |
| | 扶助費 | 48,093,807 | 34.3 | 46,934,226 | 32.8 | 1,159,581 | 2.5 |
| | 公債費 | 6,336,822 | 4.5 | 6,122,570 | 4.3 | 214,252 | 3.5 |
| | 計 | 77,487,732 | 55.2 | 77,859,841 | 54.5 | △ 372,109 | △ 0.5 |
| 投資的経費 | 9,933,954 | 7.1 | 13,704,486 | 9.6 | △ 3,770,532 | △ 27.5 | |
| その他経費 | 物件費 | 21,583,132 | 15.4 | 20,744,217 | 14.5 | 838,915 | 4.0 |
| | 維持補修費 | 1,094,531 | 0.8 | 802,117 | 0.6 | 292,414 | 36.5 |
| | 補助費等 | 12,046,756 | 8.6 | 11,712,671 | 8.2 | 334,085 | 2.9 |
| | 繰出金 | 17,510,426 | 12.5 | 17,435,794 | 12.2 | 74,632 | 0.4 |
| | 出資金・貸付金 | 8,601 | 0.0 | 9,001 | 0.0 | △ 400 | △ 4.4 |
| | 積立金 | 461,406 | 0.3 | 462,174 | 0.3 | △ 768 | △ 0.2 |
| | 予備費 | 100,000 | 0.1 | 100,000 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| | 計 | 52,804,852 | 37.7 | 51,265,974 | 35.9 | 1,538,878 | 3.0 |
| 歳出合計 | 140,226,538 | 100.0 | 142,830,301 | 100.0 | △ 2,603,763 | △ 1.8 | |

主な性質別歳出の増減要因

〔人件費〕

(単位:億円)

| | 2016年度 | 2015年度 | 増減額 |
|-------------------------------|--------|--------|-------|
| 定年退職者及び勸奨退職者見込数の減などに伴う職員人件費の減 | 28.8 | 39.5 | △10.7 |

〔扶助費〕

(単位:億円)

| | 2016年度 | 2015年度 | 増減額 |
|-------------------|--------|--------|------|
| 障がい者サービス給付事業費の増 | 86.1 | 80.0 | 6.1 |
| 民間保育所等の施設型給付事業費の増 | 115.4 | 107.0 | 8.4 |
| 生活保護費の増 | 131.2 | 127.8 | 3.4 |
| 児童手当支給事業費の減 | 68.2 | 70.6 | △2.4 |
| 幼稚園就園奨励費の減 | 4.3 | 5.4 | △1.1 |

〔投資的経費〕

(単位:億円)

| | 2016年度 | 2015年度 | 増減額 |
|-------------------|--------|--------|-------|
| 鶴川第一小学校改築事業費の減 | 2.5 | 18.9 | △16.4 |
| 準幹線道路新設改良事業費の減 | 0.6 | 7.6 | △7.0 |
| 小・中学校防災機能強化事業費の皆減 | — | 6.3 | 皆減 |

(単位：億円)

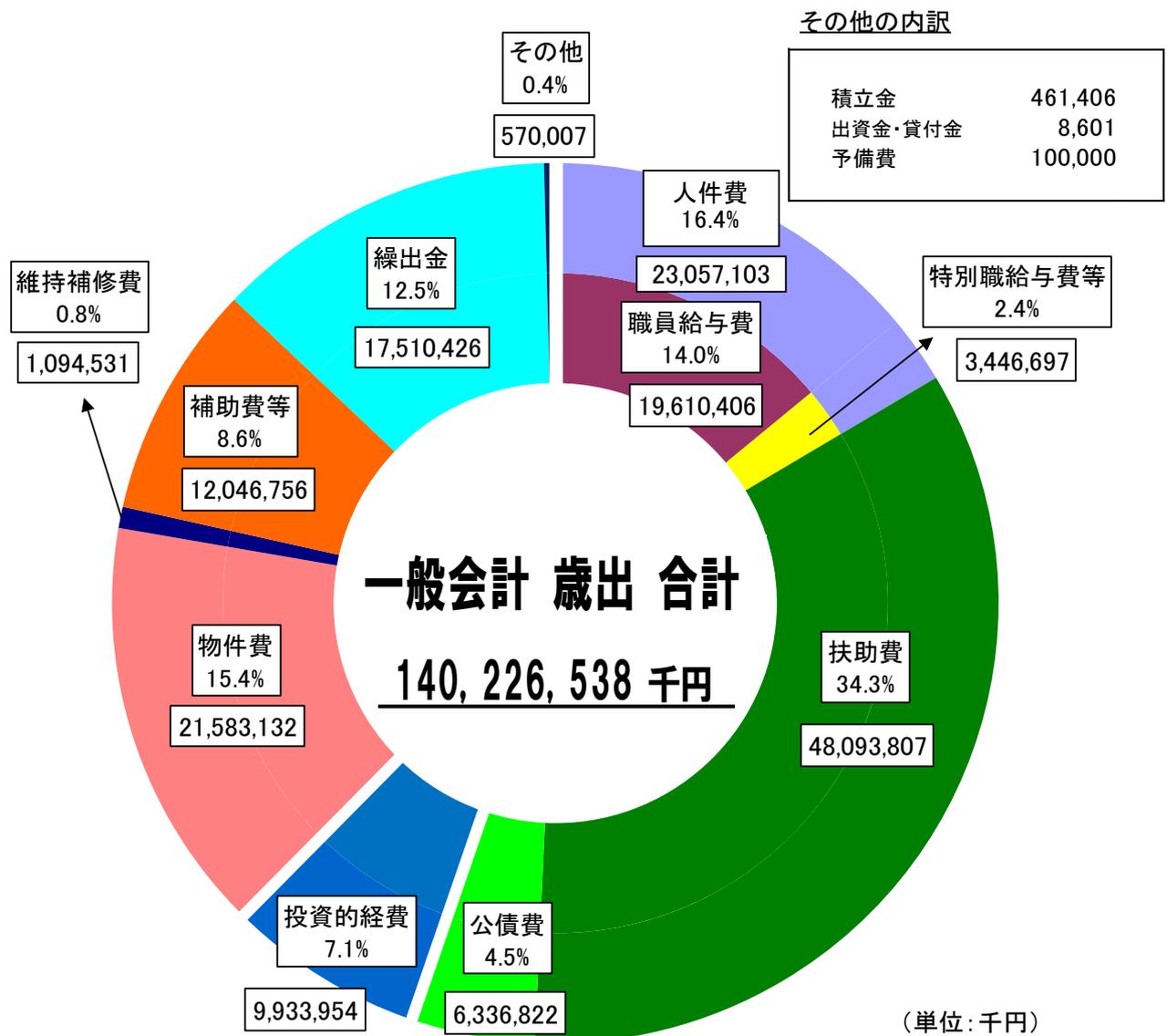
| | 2016年度 | 2015年度 | 増減額 |
|----------------------|--------|--------|------|
| 薬師池公園四季彩の杜整備事業費の減 | 3.3 | 8.6 | △5.3 |
| 子どもセンター「まあち」整備事業費の皆減 | — | 4.7 | 皆減 |
| 民間保育所整備支援事業費の減 | 4.0 | 7.4 | △3.4 |
| 小・中学校屋内環境整備事業費の増 | 7.3 | 4.6 | 2.7 |

〔物件費〕

(単位：億円)

| | 2016年度 | 2015年度 | 増減額 |
|-----------------|--------|--------|-----|
| 参議院議員選挙事務費の皆増 | 1.3 | — | 皆増 |
| ごみ収集業務委託事業費の増 | 12.2 | 11.1 | 1.1 |
| リレーセンターみなみ事業費の増 | 1.2 | 0.2 | 1.0 |

2016年度 一般会計歳出予算 性質別内訳



(3) 積立金(基金)・市債

① 積立金(基金)の状況

財政調整基金現在高は、2015年度末で55億1,872万円となる見込みです。2016年度当初予算では28億5,548万円を取り崩し、現時点での2016年度末現在高見込額は26億6,373万円となります。

また、まちだ未来づくり基金は3,925万円を2016年度に積み立てます。

| 区 分 | 2014年度末 現在高 | 2015年度末 現在高見込額 | 2016年度中増減見込み | | 2016年度末 現在高見込額 |
|----------------------|----------------|-------------------|----------------|-----------------------|-------------------|
| | | | 当該年度中 積立見込額 | 当該年度中 取崩・繰戻 見込額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 財政調整基金 | 5,364,462 | 5,518,724 | 478 | 2,855,477 | 2,663,725 |
| 公共施設整備等基金 | 1,005,095 | 1,520,529 | 29,196 | — | 1,549,725 |
| 緑地保全基金 | 1,918,106 | 1,860,575 | 429 | 38,815 | 1,822,189 |
| 福祉基金 | 81,714 | 70,726 | 18 | 9,330 | 61,414 |
| 職員退職手当基金 | 100,000 | 100,000 | — | — | 100,000 |
| 介護保険給付費 準備基金 | 1,269,850 | 1,497,448 | 370 | 200,000 | 1,297,818 |
| 廃棄物減量再資源化等 推進整備基金 | 1,543,433 | 1,696,707 | 392,035 | 458,585 | 1,630,157 |
| まちだ未来づくり基金 | — | 9,007 | 39,250 | — | 48,257 |
| 合 計 | 11,282,660 | 12,273,716 | 461,776 | 3,562,207 | 9,173,285 |

※2014年度末現在高は、出納閉鎖時(2015年5月31日現在)の現在高です。

※2015年度末現在高見込額は、3月補正後時点の現在高です。

② 市債の状況

一般会計の2016年度起債見込額は56億1,150万円となり、2016年度末の市債元金残高見込額は751億7,810万円になります。

| 区 分 | 2014年度末 現在高 | 2015年度末 現在高見込額 | 2016年度中増減見込み | | 2016年度末 現在高見込額 |
|---------|----------------|-------------------|----------------|------------------|-------------------|
| | | | 当該年度中 起債見込額 | 当該年度中 元金償還見込額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 一 般 会 計 | 73,810,169 | 75,115,274 | 5,611,500 | 5,548,675 | 75,178,099 |
| 下水道事業会計 | 50,023,520 | 49,404,821 | 4,023,100 | 2,791,825 | 50,636,096 |
| 病院事業会計 | 13,319,269 | 12,671,948 | — | 660,059 | 12,011,889 |
| 合 計 | 137,152,958 | 137,192,043 | 9,634,600 | 9,000,559 | 137,826,084 |

3 未来づくりプロジェクト

「未来づくりプロジェクト」は、町田市の都市の魅力を高めるため、町田市が持つ強みと、市民生活をより充実させるための要素を結び、10年を超える長期的な視点に立って進める取り組みです。町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の推進において先導的な役割を果たす5つのプロジェクトで構成されています。

5つのプロジェクト

① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

地域自らが、地域の特性を活かしたまちづくりに主体的に取り組める地域社会づくりを進めます。

② 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

ゆとりの空間確保や新たな賑わい創出など、町田駅周辺の魅力を向上させる取り組みを進めます。

③ 団地再生に向けたプロジェクト

団地を町田市の資産と捉え、その魅力をさらに高めていくための取り組みを進めます。

④ みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

薬師池公園をはじめ主要な公園の充実や農地の保全など、みどりの魅力を高める取り組みを進めます。

⑤ 基幹交通機能を強化するプロジェクト

新たな交通システムの構築、バスの利便性向上など、基幹交通機能を強化する取り組みを進めます。

5つのプロジェクトを実現するため、関係各課で構成する「未来づくりプロジェクト推進チーム」を2012年度に立ち上げ、それぞれの課題について検討を進めてきました。

2016年度は、組織横断的な検討を継続するとともに、具体的な事業の推進を図ります。

2016年度の各プロジェクトの主な事業及び事業費は以下をご覧ください。また、事業内容は詳細ページをご覧ください。

～2016年度の主なプロジェクト事業～

① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

事業費合計
5億4,660万円

多様な地域の担い手が、地域の現状や課題について話し合い、地域の魅力向上のために連携して事業に取り組む仕組みである「地区協議会」への支援を進めます。また、地域活動や交流をより活発にし、情報共有を図る場としての地域の活動拠点づくりに取り組みます。

| 主な事業 | 事業費 | 担当部 | |
|--------------------|-----------|------------|--|
| 市民協働・地区協議会支援事業 | 1,137万円 | 市民部 | |
| 成瀬コミュニティセンター建替事業 | 4億2,533万円 | 市民部 | |
| 玉川学園コミュニティセンター整備事業 | 1億990万円 | 市民部 建設部 | |

②町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

事業費合計
6,503 万円

中心市街地まちづくり計画を策定するとともに、商業地域の賑わいや魅力的な歩行空間の創出を実現するための土地利用制度の導入を検討します。

| 主な事業 | 事業費 | 担当部 | 詳細ページ |
|--------------------------|----------|--------|-------|
| 中心市街地整備事業 | 2,077 万円 | 都市づくり部 | |
| にぎわい空間創出推進事業 (町田シバヒロ) | 4,426 万円 | 経済観光部 | |

③団地再生に向けたプロジェクト

事業費合計
292 万円

団地の特性に応じた「団地再生」について検討し、団地を中心とするまちの活性化を目指します。

| 主な事業 | 事業費 | 担当部 | 詳細ページ |
|----------|--------|--------|-------|
| 団地再生推進事業 | 292 万円 | 都市づくり部 | |

④みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

事業費合計
3 億 6,204 万円

町田薬師池公園四季彩の杜としての魅力向上させるため、西園、北園、ゲートハウスの整備を進めます。また、北部丘陵地域の価値・魅力を活かしたまちづくりを進めます。

| 主な事業 | 事業費 | 担当部 | 詳細ページ |
|------------------|--------------|--------|-------|
| 町田薬師池公園四季彩の杜整備事業 | 3 億 2,787 万円 | 都市づくり部 | |
| 北部丘陵整備事業 | 3,417 万円 | 経済観光部 | |

⑤基幹交通機能を強化するプロジェクト

事業費合計
7,694 万円

町田市便利なバス計画に基づき、バスの利便性向上のための取り組みを進めます。また、多摩都市モノレール延伸や小田急多摩線延伸に向け、調査検討や関係機関との協議を進めます。

| 主な事業 | 事業費 | 担当部 | 詳細ページ |
|-----------------|----------|---------------|-------|
| 路線バス利用促進事業 | 2,450 万円 | 都市づくり部 | |
| 多摩都市モノレール延伸促進事業 | 4,244 万円 | 都市づくり部 建設部 | |
| 小田急多摩線延伸促進事業 | 1,000 万円 | 都市づくり部 | |

4 2016年度予算の主な事業

(1) 新5ヵ年計画における主な取り組み

将来を担う人が育つまちをつくる

子ども・子育て支援新制度

108億4,088万円

幼児期の教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、保育所の待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

待機児童解消対策事業

6億4,825万円

民間保育所や認定こども園の整備の支援等により定員増を図ります。

子どもクラブ整備事業

1,714万円

町田第三中学校区に子どもクラブを整備するため、設計を行います。

学童保育クラブ整備事業

1億9,092万円

三輪小学校及び小山田南小学校区の学童保育クラブを移設することにより、遠距離学童保育クラブを解消します。

鶴川第一小学校改築事業

2億4,946万円

鶴川第一小学校の給食棟改築工事及び旧校舎棟等解体工事(1年度目)を実施します。

町田第一中学校改築事業

8,460万円

学校施設の老朽化対策等のため、町田第一中学校の改築に向けた設計をします。

中学校施設防音事業

5億1,119万円

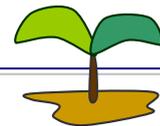
航空機騒音による影響を防止・軽減するため、南中学校の防音工事を実施します。

小・中学校屋内環境整備事業

7億3,305万円

小学校4校・中学校2校のトイレ改修工事を実施します。

中学校特別教室への空調設備の設置に向けた設計を行います。



安心して生活できるまちをつくる

緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 1億7,939万円

「緊急輸送道路」の沿道建築物の耐震化を促進します。

住宅耐震促進事業 7,191万円

木造住宅や分譲マンションの耐震診断等を支援し、住宅の耐震化を促進します。

汚水管渠地震対策事業（下水道事業会計） 4億5,000万円

汚水管の耐震化、避難施設にマンホールトイレシステムを整備します。

雨水管渠整備事業（下水道事業会計） 12億2,300万円

浸水被害を軽減するため、雨水管を整備します。

防災行政無線デジタル化事業 3億8,773万円

既存の防災行政無線を順次デジタル化するとともに子局の増設などを行い、防災行政無線の再構築を進めます。

成瀬コミュニティセンター建替事業 4億2,533万円

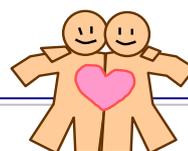
成瀬コミュニティセンターを建替・改修します。

玉川学園コミュニティセンター整備事業 1億990万円

玉川学園コミュニティセンターのあり方を地域住民とともに検討し、建替えを進めます。また、駅から玉川学園コミュニティセンターへのアクセス向上及び地域のバリアフリー化を図るため、ペDESTリアンデッキを整備します。

重度障がい者通所施設整備事業 8億9,954万円

医療的ケアを必要とする重度障がい者が子どもから大人まで一貫して通所できる、多機能型施設を整備します。



賑わいのあるまちをつくる

町田薬師池公園四季彩の杜整備事業

3億2,787万円

薬師池公園四季彩の杜を整備するための用地取得等を進めます。

中心市街地整備事業

2,077万円

中心市街地重点検討地区の整備検討をするとともに、土地利用制度の導入を検討します。

高ヶ坂縄文時代遺跡公園整備事業

3,503万円

国指定史跡である高ヶ坂縄文時代遺跡のうち、牢場・稻荷山遺跡の遺跡公園整備工事を行います。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

キャンプ地招致・文化プログラム推進事業

1,326万円

町田の魅力を市の内外に発信するとともに、多くの市民が国際レベルのスポーツ競技に触れることで、市内の活性化を図ります。

野津田公園スポーツの森整備事業

4億2,770万円

第二次野津田公園整備基本計画に基づき、用地取得等を進めます。

小野路球場夜間照明施設整備事業

6億9,730万円

スポーツを「する」機会と「観る」機会を提供するために、夜間照明を整備します。

にぎわい空間創出推進事業（町田シバヒロ）

4,426万円

市庁舎跡地を芝生広場として活用し、イベント開催や一般開放をすることで、新たなにぎわいの創出を図ります。

地域学校開放推進事業

387万円

地域スポーツクラブの拠点となるクラブハウスを整備するため、設計をします。

シティプロモーション事業

3,658万円

市の魅力を明確化し、市内外に戦略的かつ継続的に情報を発信する「『まちだ自慢』推進計画」を実行します。



暮らしやすいまちをつくる

南町田駅周辺地区拠点整備事業**5億1,500万円**

南町田駅周辺の土地区画整理事業を実施するとともに、自由通路の設計をします。また、南町田駅北口の広場築造工事をします。

循環型施設整備事業**2億6,611万円**

循環型社会の形成に向け、熱回収施設等の整備を進めます。

都市計画道路整備事業**7億9,907万円**

円滑に移動できる道路網を実現するため、都市計画道路を整備します。

忠生579号線・忠生630号線新設改良事業**6,047万円**

円滑な通行のため、都市計画道路と生活道路を結ぶ準幹線道路を整備します。

多摩都市モノレール延伸促進事業**4,244万円**

多摩都市モノレールの延伸事業実施に向けた必要な調査を実施します。また、導入空間の確保に向けて、測量等を行います。

小田急多摩線延伸促進事業**1,000万円**

小田急多摩線の延伸事業実施に向けた必要な調査を相模原市と共同で実施します。

相原駅周辺街づくり事業**637万円**

相原駅西口・東口の土地利用について検討します。

鶴川駅周辺街づくり事業**1,373万円**

鶴川駅前広場や周辺の土地利用など具体的な整備内容の検討を進めます。

団地再生推進事業**292万円**

団地再生の方針検討をするとともに、団地再生推進の取り組みを実施します。

北部丘陵整備事業**3,417万円**

里山環境の維持保全により、地域の価値・魅力を活かしたまちづくりを進めます。

地球温暖化防止対策事業**1,167万円**

燃料電池自動車の購入、水素ステーションの誘致検討などを行います。太陽光発電システム等自然エネルギー利用機器等の設置補助を行います。



(2) その他の取り組み（計画外 新規・拡充事業）

（仮称）戦没者合同慰霊塔会館整備事業

600万円

戦争の悲惨さ、平和の尊さを将来に伝えるために、戦没者合同慰霊塔の近くに（仮称）戦没者合同慰霊塔会館の設計を行います。

出産・子育てしっかりサポート事業

7,690万円

妊娠期の支援体制を強化し、就学期までの切れ目ないサポートを実現します。

臨時福祉給付金等支給事業

4億9,735万円

消費税増税に伴う低所得者の負担緩和等を目的として、臨時福祉給付金を支給します。また、低所得の障害・遺族基礎年金等受給者向けに給付金を支給します。

外国人観光客等受入推進事業

300万円

町田市に多くの外国人観光客を誘客するための受け入れ環境を整えます。

公共施設等マネジメント事業

1,036万円

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実施するための実行計画を策定します。

境川クリーンセンター改修事業

2億1,567万円

旧施設の解体に伴い、境川クリーンセンターを改修します。

多摩境駅エレベーター設置事業

8,100万円

バリアフリー基本構想に基づき、多摩境駅にエレベーターを整備します。

小山田周辺まちづくり事業

540万円

鉄道延伸計画に伴う新駅構想等を踏まえ、小山田周辺まちづくり整備方針策定に向けた検討をします。

議案概要

| | | | |
|--|---|----|----------|
| 議案名 | 第13号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | | |
| 【議案提出の目的】 | | | |
| 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員法の改正に伴い、関係する4本の条例の規定を一括して整理するため、制定するものです。 | | | |
| なお、4本中3本の条例は、いずれも地方公務員法の条項番号の改正に伴い、同法を引用している部分の条項番号を改めるものです。また、4本中2本の条例については、文言を改めるものです。 | | | |
| 【議案の内容】 | | | |
| <ul style="list-style-type: none">○ 町田市一般職の職員の旅費に関する条例<ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法第24条第6項が第24条第5項に改められたため、同法を引用している部分の条項番号を改めます。○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例<ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法中の文言が改められたため、同法を引用している部分の文言を改めます。○ 町田市職員の特殊勤務手当に関する条例<ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法第24条第6項が第24条第5項に改められたため、同法を引用している部分の条項番号を改めるとともに、文言の整理を行います。○ 町田市災害派遣手当等の支給に関する条例<ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法第24条第6項が第24条第5項に改められたため、同法を引用している部分の条項番号を改めます。 | | | |
| 【議案の法的根拠】 | | | |
| ○ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 | | | |
| 問合せ先 | 総務部 職員課 | 電話 | 724-2761 |

議案概要

| | | | |
|--|---|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第 1 4 号議案 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員会等に関する法律第 29 条第 4 項が第 35 条第 4 項に改められたため、同法を引用している部分の条項番号を改めます。 ○ その他、文言の整理を行います。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律 | | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>総務部 職員課</p> | <p>電話</p> | <p>724-2761</p> |

議案概要

| | | | |
|---|---|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第15号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整理するため並びに職員の妊娠及び出産に係る休暇制度を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法第24条第6項が第24条第5項に改められたため、同法を引用している部分の条項番号を改めます。 ○ 職員の出産・育児に関する制度を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠症状対応休暇の取得回数制限を廃止します。 ⇒これまで、妊娠中の女性職員が、つわり等の妊娠に起因する症状のために妊娠症状対応休暇を取得する場合、合計10日以内で1日を最小単位に2回までと取得回数に制限がありました。改正後は、合計10日以内であれば、1日を最小単位として回数には制限を設けないこととします。 ・ 妊婦通勤時間を条例化します。 ⇒妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇です。これまでは、職務専念義務の免除というかたちで対応してきましたが、改正後は、正規の勤務時間の始め又は終わりに合計60分間取得することができることを条例に明記します。 ・ 出産支援休暇を条例化します。 ⇒男性職員が、その配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇です。これまでは、職務専念義務の免除で対応してきましたが、改正後は、出産の直前又は出産の翌日から3週間以内に2日間取得できることを条例に明記します。 ・ 育児参加休暇を新設します。 ⇒男性職員が、配偶者の産前産後の期間中に、出産にかかる子又は上の子（小学校就学前）の養育等を行うことで、配偶者の負担軽減を図るとともに、育児に参加するための休暇です。配偶者の産後（上の子がいる場合は産前産後）8週以内に5日間取得できるようになります。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が安心して出産・育児をすることができ、ワーク・ライフ・バランスが実現できます。 | | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>総務部 職員課</p> | <p>電話</p> | <p>724-2761</p> |

議案概要

| | | | |
|---|-------------------------|----|----------|
| 議案名 | 第16号議案 町田市職員の退職管理に関する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 元職員による現役職員への働き掛けを規制します。 ⇒管理職であった者について、退職後2年間、退職前5年よりも前に管理職として関与していた職務に関する働き掛けを禁止します。(退職前5年間の職務については、管理職・一般職ともに地方公務員法で禁止されています。)○ 再就職情報の届出を義務付けます。 ⇒退職後2年間、再就職情報の届出を義務付けます。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方公務員法第38条の2第8項、第38条の6第2項 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 営利企業等に再就職した元職員に対し、退職前の職務に関して、現職員への働きかけを規制することができます。○ 再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができます。 | | | |
| 問合せ先 | 総務部 職員課 | 電話 | 724-2761 |

議案概要

| | | | |
|--|--|----|----------|
| 議案名 | 第17号議案 町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 地方公務員法の改正に伴い、任命権者の報告事項に関する規定を改めます。 ○ 行政不服審査法の改正に伴い、公平委員会の報告事項に関する規定を改めます。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方公務員法第58条の2 ○ 行政不服審査法</p> <p>【改正により何が変わるか】 ○ 任命権者の報告事項の変更点 ・ 職員の「人事評価の状況」「休業の状況」「退職管理の状況」を報告事項に追加します。 ・ 「人事評価の状況」を報告事項に追加したことに伴い、「勤務成績の評定」を削除します。 ○ 公平委員会の報告事項の変更点 ・ 「不服申立て」の文言を「審査請求」に改めます。</p> | | | |
| 問合せ先 | 総務部 職員課 | 電話 | 724-2761 |

議案概要

| | | | |
|---|----------------------------------|----|----------|
| 議案名 | 第18号議案 町田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 保健所の医師の定年を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 保健所の医師の定年を東京都と同じ65歳に改めます。</p> <p>【改正により何が変わるか】 ○ 定年が65歳である職員に、保健所の医師・歯科医師を加えます。 (改正前) ・ 一般の職員：60歳 ・ 病院の医師・歯科医師：65歳 (改正後) ・ 一般の職員：60歳 ・ 病院及び保健所の医師・歯科医師：65歳</p> | | | |
| 問合せ先 | 総務部 職員課 | 電話 | 724-2761 |

議案概要

| | | | |
|--|--|----|----------|
| 議案名 | 第19号議案 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 地方公務員災害補償法施行令及び行政不服審査法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 議員その他の非常勤職員の公務上の災害等に対する補償として、本条例による傷病補償年金及び休業補償が支給される場合において、同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正します。○ 行政不服審査法の適用に関する規定を削ります。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方公務員災害補償法施行令○ 行政不服審査法 | | | |
| 問合せ先 | 総務部 職員課 | 電話 | 724-2761 |

議案概要

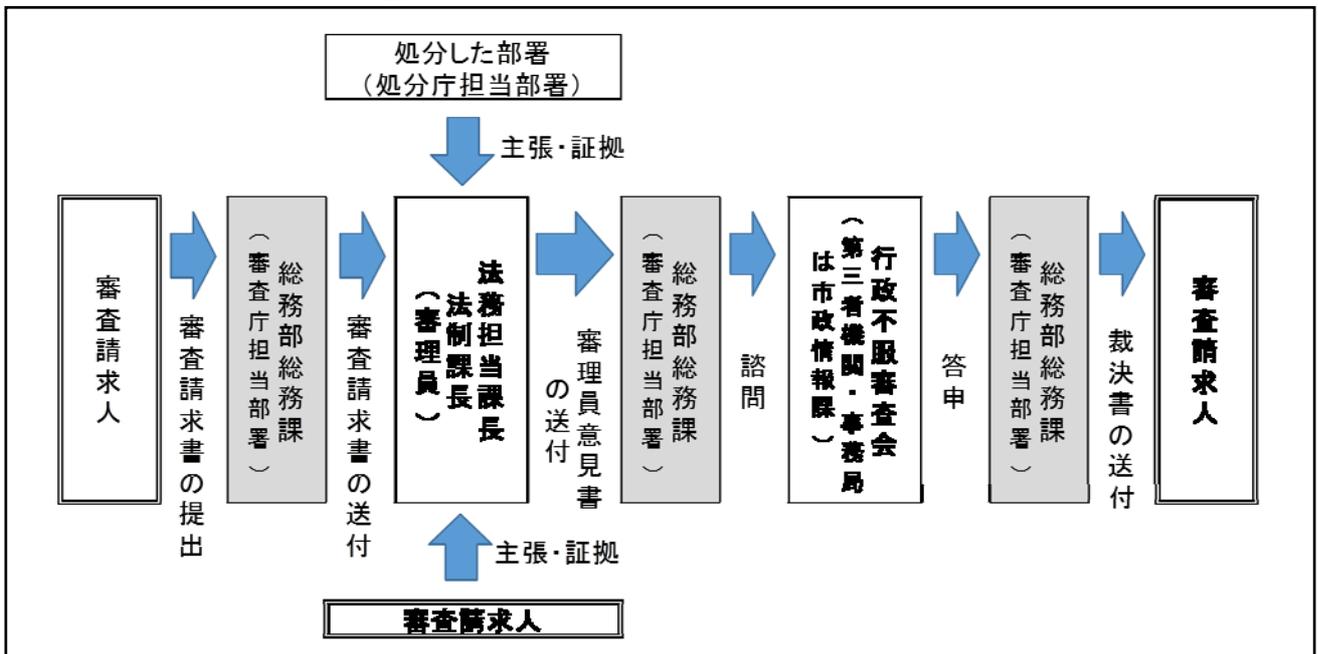
| | |
|-----|---------------------|
| 議案名 | 第20号議案 町田市行政不服審査会条例 |
|-----|---------------------|

【議案提出の目的】

2016年4月1日から施行される全部改正後の行政不服審査法（以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理及び条例の規定による諮問に応じた調査審議を行うための機関を設置するものです。

【議案の内容】

- 町田市行政不服審査会の組織及び調査審議の手続について定めています。
- 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止し、町田市情報公開条例及び町田市個人情報保護条例の規定による諮問に応じた審査は、新たに町田市行政不服審査会の所掌事項として位置付けます。
- 本条例制定後の行政不服審査の流れは、次のとおりです。



- ・ **総務部総務課（審査庁担当部署）**
審査請求の受付を行います。審理手続が終結された後、審理員から意見書（以下「審理員意見書」という。）の提出を受け、その審理員意見書を行政不服審査会に諮問し、行政不服審査会から答申を受けた後、審査請求人に対して裁決を行います。
- ・ **法務担当課長・法制課長（審理員）**
審査請求人及び処分庁に主張書面及び証拠書類等の提出を求め、口頭意見陳述等の審理権限を持ちます。審理員は、事案の概要、審理関係人の主張の要旨、審査庁がすべき裁決の主文及び理由を審理員意見書としてまとめ、審査庁に提出するものであり、審理員意見書は審査請求人及び参加人にも送付されることとなります。
- ・ **行政不服審査会（第三者機関・事務局は市政情報課）**
弁護士等の学識経験者で構成される第三者機関です。審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保する役割を持ちます。法第43条の規定により、審査庁は、処分又は裁決の段階で他の第三者機関が関与している場合等を除き、行政不服審査会等への諮問が義務付けられています。

【議案の法的根拠】

- 行政不服審査法第81条第1項（地方公共団体に置かれる機関）

| | | | |
|------|-----------|----|----------|
| 問合せ先 | 総務部 市政情報課 | 電話 | 724-8407 |
|------|-----------|----|----------|

議案概要

| | | | |
|--|-----------------------------------|----|----------|
| 議案名 | 第21号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する条例（4本）の規定を一括して整備するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市情報公開条例及び町田市個人情報保護条例について、審理員制度の適用除外とする規定を整備します。○ 町田市固定資産評価審査委員会条例について、固定資産の評価の審査の申出に関する規定を整備します。○ 町田市行政手続条例について、文言を整理します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 行政不服審査法○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | | | |
| 問合せ先 | 総務部 法制課 | 電話 | 724-2506 |

議案概要

議案名 第22号議案 町田市地域センター条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

建替工事後の町田市成瀬コミュニティセンターの開所に伴い、2016年7月1日から施設の貸出しを開始するため並びに町田市忠生市民センター及び町田市木曾森野コミュニティセンターの保育室に係る規定を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市成瀬コミュニティセンターのホール・会議室の施設使用料を以下のとおり定めます。
施設使用料

| センターの 名称 | 施設の名称 | 使用単位及び使用料（円） | | | |
|---------------------|---------|----------------|------------------|----------------------|-------------------|
| | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後5時30分から午後10時まで） | 全日（午前9時から午後10時まで） |
| 町田市成瀬 コミュニティセンター | ホール | 1,800 | 2,800 | 3,500 | 8,100 |
| | 第1会議室 | 400 | 600 | 700 | 1,700 |
| | 第2会議室 | 400 | 600 | 700 | 1,700 |
| | 和室（保育室） | 300 | 400 | 400 | 1,100 |
| | 音楽室 | 700 | 900 | 1,100 | 2,700 |
| | 多目的室A | 700 | 900 | 1,100 | 2,700 |
| | 多目的室B | 700 | 900 | 1,100 | 2,700 |
| | 多目的室C | 1,100 | 1,400 | 1,700 | 4,200 |
| | 美術工芸室 | 700 | 900 | 1,100 | 2,700 |

- 町田市忠生市民センターの多目的室Cを保育室として使用できるよう改めます。
- 町田市木曾森野コミュニティセンターの保育室として使用できる施設を、第2会議室から和室に変更します。

| | | | |
|------|-------------|----|----------|
| 問合せ先 | 市民部 市民協働推進課 | 電話 | 724-4362 |
|------|-------------|----|----------|

議案概要

| | | | |
|---|---|--|--------------------|
| <p>議案名</p> | <p>第23号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 介護保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険法の改正に伴い、利用定員が厚生労働省令で定める数未満（19人未満を予定）の通所介護は、市が指定・監督を行う地域密着型サービスに位置付けられます。このため、新たに人員、設備及び運営に関する基準を設けるものです。 ○ 認知症対応型通所介護は、既に地域密着型サービスに位置付けられていますが、介護保険法の改正に伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するため、既存の運営に関する基準に「運営推進会議」の設置を義務付ける項目を追加します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険法第78条の4第3項 ○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準 | | | |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>いきいき生活部 いきいき総務課</p> | | <p>電話 724-3291</p> |

議案概要

| | | | |
|--|--|----|----------|
| 議案名 | 第24号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 介護保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 介護予防認知症対応型通所介護は、既に地域密着型サービスに位置付けられていますが、地域との連携や運営の透明性を確保するため、既存の運営に関する基準に「運営推進会議」の設置を義務付ける項目を追加します。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 介護保険法第115条の14第3項</p> <p>○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準</p> | | | |
| 問合せ先 | いきいき生活部 いきいき総務課 | 電話 | 724-3291 |

議案概要

| 議案名 | 第25号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例 | | |
|--|----------------------------|----|----------|
| <p>【議案提出の目的】 介護保険法施行令の改正に伴い、介護認定審査会の委員の任期について、3年以下の期間で定めることが可能になることに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新たに町田市介護認定審査会の委員の任期を3年にする規定を加えます。○ その他文言の整理を行います。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 介護保険法施行令第6条第1項 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 認定審査会委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有するものとしています。これまで、専門性を有する委員の任期は2年でしたが、1年延長することで、より精度のある審査が可能となることや委員の人材確保を図ることができます。 | | | |
| 問合せ先 | いきいき生活部 介護保険課 | 電話 | 724-4364 |

議案概要

| 議案名 | 第26号議案 町田市長寿祝金支給条例を廃止する条例 | | |
|---|---------------------------|----|----------|
| <p>【議案提出の目的】 高齢者慶賀事業の支給対象者や支給金品を予算規模に応じて弾力的に運用できるように要綱にて実施することとし、本条例を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市長寿祝金支給条例を廃止します。</p> <p>【経緯】 ○ 町田市では、1969年から市内に住む高齢者に敬意を表し長寿を祝うため条例を制定し、現在は、88歳と99歳以上の方を対象に祝金を支給してきました。しかし、条例制定当時の平均寿命は、男性が約70歳、女性が約75歳でしたが、現在は、男性が約81歳、女性が約87歳となっています。また、条例制定当時の町田市の高齢化率（全人口に対する65歳以上人口の割合）は約4%でしたが、現在は25%を超えています。長寿祝金の制度は、長寿を祝い、金品を支給するものですが、超高齢社会を迎えた現在、単に金品を支給するのではなく、市民の健康寿命を延ばすための取組や、介護が必要になっても社会全体で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の構築が急務であるにとらえています。そこで、予算規模に応じて高齢者への施策を弾力的に運用できるようにするため、長寿祝金の支給については、要綱での実施に移行することとしたものです。</p> ○ なお、2016年度からは、9月1日に市内に引続き1年以上居住している100歳の方に1万円を支給します。 | | | |
| 問合せ先 | いきいき生活部 高齢者福祉課 | 電話 | 724-2141 |

議案概要

| 議案名 | 第27号議案 町田市急患センター条例の一部を改正する条例 | | |
|---|------------------------------|----|----------|
| <p>【議案提出の目的】 急患センターにおいて休日の日中に小児科の急患診療を行うよう改めるため及び施設の名称を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 施設の名称について、「町田市準夜急患こどもクリニック」を「休日・準夜急患こどもクリニック」に、「休日歯科・障がい者歯科応急診療所」を「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」に改めます。○ 休日・準夜急患こどもクリニックの休日応急診療に関する規定を加えます。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第244条の2第1項 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市準夜急患こどもクリニックの小児科の応急診察については、これまで準夜帯のみの対応でしたが、休日の日中にも対応できるようになります。○ 休祝日及び年末年始の日中に小児科の診察を実施する診療所の所在がわかりやすくなり、利用者の利便が向上します。○ 指定管理者による診療所の管理により、医師等従事者の体制が強化され安定的に医療が提供でき、市民の安心感の向上が図られます。○ 名称を実態に即し変更することで、提供する診療内容がわかりやすくなります。 | | | |
| 問合せ先 | 保健所 保健総務課 | 電話 | 724-4241 |

議案概要

| | | | |
|---|---------------------------------------|----|----------|
| 議案名 | 第28号議案 町田市専修学校等在学心身障がい者奨学金支給条例を廃止する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 専修学校等に在学する心身障がい者に対し支給する奨学金について、所期の目的を達成したため廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 専修学校等に在学する心身障がい者に対し支給する奨学金を廃止します。○ 現在受給中の方については、原則として在学中引続き奨学金を受給できるよう附則で経過措置を設けます。 | | | |
| 問合せ先 | 子ども生活部 子ども総務課 | 電話 | 724-2876 |

議案概要

| | | | |
|--|--|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第29号議案 町田市中小企業融資に関する助成条例を廃止する条例</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 中小企業者の企業経営の安定及び振興を図るという所期の目的を迅速かつ効果的に達成するため、本件助成金制度の運用を予算規模に応じて弾力的に実施できるよう、本条例を廃止して要綱での実施に移行するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市中小企業融資に関する助成条例を廃止します。 ○ 附則で既存の補助対象者に対する経過措置を講じます。 | | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>経済観光部 産業観光課</p> | <p>電話</p> | <p>724-2944</p> |

議案概要

| | | | |
|--|--|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第30号議案 町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 2016年4月1日に町田市も含めた東京都・特別区及び関係する26市2町が共同で「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定します。今後、この方針に基づき町田市内の都市計画道路を整備していく上で、密接に関わりのある都道との道路構造の整合を図るため一部改正するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 道路を整備する際には設計基準交通量に基づき車線数等を定めます。東京都では、都道における道路構造の技術的基準に関する条例において、停車帯を設ける第4種の道路について、設計基準交通量の読み替え規定を設けています。しかし、町田市の条例には読み替え規定が無いことから、同じ計画交通量であっても、都道と町田市道で車線数等に差が生じてしまいます。そこで、東京都の条例に合わせて町田市の条例を改正するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 道路法 ○ 道路構造令</p> | | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>建設部 建設総務課</p> | <p>電話</p> | <p>724-1124</p> |

議案概要

| | | | |
|---|-----------------------------|----|----------|
| 議案名 | 第31号議案 町田市建築審査会条例の一部を改正する条例 | | |
| <p>【議案提出の目的】 建築基準法の改正に伴い、建築審査会委員の任期を定める必要があるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 国土交通省令で定める基準を参酌した上で、条例で定めることとされたため、国土交通省令の基準と同様に建築審査会の委員の任期を2年と定めるものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 国土交通省令第71号 ○ 建築基準法 ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律</p> | | | |
| 問合せ先 | 都市づくり部 都市政策課 | 電話 | 724-4247 |

議案概要

| 議案名 | 第32号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例 | | |
|--|---------------------------|----|----------|
| <p>【議案提出の目的】 下水道法施行令の改正に伴い、下水の排除の制限に関する規定を改めるため、所要の改正を するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 国土交通省は、2015年10月に「下水道法施行令」の「トリクロロエチレン」の排水基準 値を「0.3ミリグラム／リットル以下」から「0.1ミリグラム／リットル以下」に改正し、 東京都も2015年12月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正し、同 様の基準に変更しました。よって、町田市においても「町田市下水道条例」の一部を改正 し、国及び都の排水基準との整合を図ります。○ トリクロロエチレンの排水基準値を「0.3ミリグラム／リットル以下」から「0.1ミリグラ ム／リットル以下」に改めます。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 下水道法第12条の11（除害施設の設置等）○ 下水道法施行令第9条の4（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）○ 下水道法施行令第9条の10（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準） | | | |
| 問合せ先 | 下水道部 水再生センター | 電話 | 720-1825 |

議案概要

| | | | |
|--|--|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第33号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 2016、2017年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するため規約変更を行うものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者医療制度の財源は、高齢者の保険料が1割、現役世代からの支援が4割、公費が5割の割合となっています。東京都後期高齢者医療広域連合では、制度発足以来、高齢者に過重な負担をかけないため、独自の保険料軽減対策を実施してきました。なお、前回は2014年第1回定例会において規約変更を行いました。 ○ 2年毎の保険料改定期において都内62区市町村との協議のもと、2016、2017年度においても独自の保険料軽減対策を実施します。このため、2年間の時限措置として、負担割合を一般財源から負担金として支弁することから、広域連合規約の変更を行います。 ○ 独自の保険料軽減対策を実施しない場合、2016、2017年度の保険料は均等割額が46,900円、所得割率が10.46%となり、実施する場合は均等割額が42,400円、所得割率が9.07%となります。 <p>【議案の法的根拠・積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第291条の3及び第291条の11 | | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>いきいき生活部 保険年金課</p> | <p>電話</p> | <p>724-2144</p> |

議案概要

| | | | |
|---|---|-----------|-----------------|
| 議案名 | 第 3 4 号議案 包括外部監査契約の締結について | | |
| 【議案提出の目的】 | | | |
| 地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づく包括外部監査契約を締結するものです。 | | | |
| 【議案の内容】 | | | |
| ○ 町田市では、2007 年 4 月から市政運営のチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため、包括外部監査制度を導入しています。 | | | |
| 市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し監査を行うために契約をするものです。 | | | |
| 【議案の法的根拠】 | | | |
| ○ 地方自治法第 252 条の 36 第 1 項 | | | |
| 【契約の概要】 | | | |
| ○ 契約目的 | : 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 | | |
| ○ 契約金額 | : 12,000,000 円を上限とする額 | | |
| ○ 契約の相手方 | 氏名 辰巳 英城 資格 公認会計士 | | |
| ○ 契約期間 | : 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで | | |
| 【過去の実績】 | | | |
| ○ 2015 年度 | : (テーマ) 町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円 | | |
| ○ 2014 年度 | : (テーマ) 委託に関する事務の執行について (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円 | | |
| ○ 2013 年度 | : (テーマ) 債権の管理等に関する事務の執行について (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円 | | |
| ○ 2012 年度 | : (テーマ) 介護保険等に関する事務の執行について (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 13,500,000 円 | | |
| ○ 2011 年度 | : (テーマ) ごみ処理に関する事務の執行について (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 13,500,000 円 | | |
| ○ 2010 年度 | : (テーマ) 施設の管理運営について -行政コストの実態と受益者負担のあり方- (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 15,000,000 円 | | |
| ○ 2009 年度 | : (テーマ) 下水道事業等について (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円 | | |
| ○ 2008 年度 | : (テーマ) 補助金等について (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円 | | |
| ○ 2007 年度 | : (テーマ) 土地の取得、処分及び管理等について (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円 | | |
| 問合せ先 | 政策経営部 経営改革室課長 | 電話 | 724-2503 |

議案概要

| | | | |
|--|--|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第35号議案 町田市公共下水道事業（2014年度から2015年度までの事業の一部）に関する業務委託契約の一部を変更する契約</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 下水道工事の工期延長に伴い、町田市公共下水道事業（2014年度から2015年度までの事業の一部）に関する業務委託契約の契約期間を変更するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 東京都施工の道路事業（都市計画道町3・3・36号）において、他企業工事が遅延したために工事の着手が出来なかった工事と、工事用地確保に不測の期間を要し、工期内完了が困難になった工事が発生したため、本業務委託の履行期限を2016年3月31日から2016年8月31日に変更する契約を締結するものです。</p> <p>〈対象枝線工事〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野津田町污水枝線工事 ・ 本町田污水枝線工事 ・ 旭町污水枝線工事 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法96条第1項5号 ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約が可決された議会 2014年第2回町田市議会定例会 ・ 予算が可決された議会 2014年第1回町田市議会定例会 （債務負担行為 2014年度～2015年度） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約件名 町田市公共下水道事業（2014年度から2015年度までの事業の一部）に関する業務委託契約 ○ 契約金額 1,371,470,000円 ○ 契約の相手方 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長 中村正彦 ○ 契約期間の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の期間 2014年7月1日から2016年3月31日 ・ 変更後の期間 2014年7月1日から2016年8月31日 | | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>下水道部 下水道整備課</p> | <p>電話</p> | <p>724-4296</p> |

議案概要

| | | | |
|---|--|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第36号議案 町田市公共下水道事業（2016年度から2017年度までの事業の一部）に関する業務委託契約</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】</p> | | | |
| <p>鶴川処理区及び町田処理区の区域内における污水管整備事業の一部並びに雨水管幹線及び枝線整備事業を行うため、事業の一部を（公益財団法人）東京都都市づくり公社へ委託するものです。</p> | | | |
| <p>【議案の内容】</p> | | | |
| <p>○ 公共下水道事業区域内における、污水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部を委託します。</p> | | | |
| <p><業務委託概要></p> | | | |
| <p>・ 幹線事業</p> | | | |
| <p> 雨水幹線</p> | | | |
| <p> 小川1号雨水幹線工事</p> | | | |
| <p> (管径1,800mm～2,000mm、延長 約629m)</p> | | | |
| <p> 本町田東1号雨水幹線工事</p> | | | |
| <p> (形状2,000mm×2,000mm、延長 約63m)</p> | | | |
| <p>・ 枝線事業</p> | | | |
| <p> 雨水枝線</p> | | | |
| <p> 金森雨水枝線工事</p> | | | |
| <p> (管径450mm～1,350mm、延長 約583m)</p> | | | |
| <p>・ 污水枝線</p> | | | |
| <p> 相原町污水枝線その26、その27工事</p> | | | |
| <p> 本町田污水枝線工事</p> | | | |
| <p> 木曾町污水枝線工事</p> | | | |
| <p> 本町田・旭町污水枝線工事</p> | | | |
| <p> 道路関連工事（道路事業と併せて施工）</p> | | | |
| <p> (管径200mm、延長 約2,046m)</p> | | | |
| <p>【議案の法的根拠】</p> | | | |
| <p>○ 地方自治法96条第1項第5号</p> | | | |
| <p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条</p> | | | |
| <p>【契約の概要】</p> | | | |
| <p>○ 契約の目的</p> | <p>公共下水道事業計画区域内における、污水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部の業務委託</p> | | |
| <p>○ 契約方法</p> | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約</p> | | |
| <p>○ 契約金額</p> | <p>1,980,000,000円</p> | | |
| <p>○ 契約の相手方</p> | <p>公益財団法人 東京都都市づくり公社</p> | | |
| <p></p> | <p>理事長 中村 正彦</p> | | |
| <p>○ 契約の期間</p> | <p>2016年4月1日から2018年3月31日まで</p> | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>下水道部 下水道整備課</p> | <p>電話</p> | <p>724-4296</p> |

議案概要

| | |
|-----|--|
| 議案名 | 第37号議案 町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定 |
|-----|--|

【議案提出の目的】

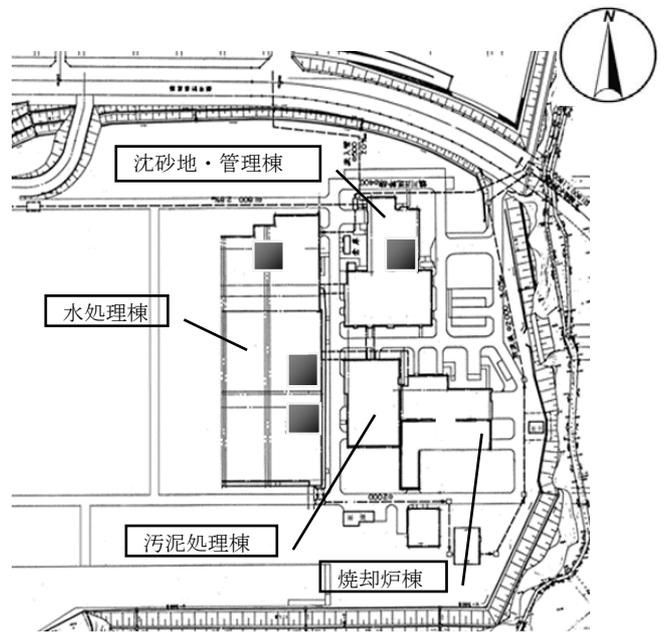
鶴見川クリーンセンターは、1990年2月に供用開始して以来26年が経過し、老朽化した設備を計画的に更新しています。既存の水処理設備は、劣化が著しく修繕対応が困難なため、安定した下水処理機能を確認すべく更新工事を実施するため、地方共同法人日本下水道事業団と協定を締結するものです。

【議案の内容】

- 鶴見川クリーンセンターの水処理設備更新工事を2年間の協定期間において地方共同法人日本下水道事業団に委託するものです。
- 工事内容は、最初沈殿池汚泥掻き寄せ設備、砂ろ過等用水設備、滅菌設備などの更新工事を行うものです。



鶴見川クリーンセンター



平面図 (■ : 更新工事場所)

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条1項
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条
- 歳入歳出の算出根拠 社会資本整備総合交付金、東京都市町村下水道事業補助金等

【議案の概要】

- 協定の目的 町田市公共下水道根幹的施設（鶴見川クリーンセンター）の建設工事委託に関する協定
- 協定方法 鶴見川クリーンセンター 水処理設備更新工事
- 協定金額 404,000,000円
- 協定の相手方 地方共同法人 日本下水道事業団
- 協定の期間 2016年4月1日から2018年3月31日まで

| | | | |
|------|--------------|----|----------|
| 問合せ先 | 下水道部 水再生センター | 電話 | 720-1825 |
|------|--------------|----|----------|

議案概要

| | | | |
|---|------------------------------|-----------|-----------------|
| <p>議案名</p> | <p>第 3 8 号議案 市道路線の認定について</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路、私道移管事業により移管された道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 901 号線その他の合計 19 路線 総延長 1,478mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p> | | | |
| <p>議案名</p> | <p>第 3 9 号議案 市道路線の廃止について</p> | | |
| <p>【議案提出の目的】 道路として機能のない民地認定されている路線、開発行為に伴い新設道路との付け換えを行った旧路線及び道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 堺 595 号線その他の合計 4 路線 総延長 152mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p> | | | |
| <p>問合せ先</p> | <p>建設部 道路用地課</p> | <p>電話</p> | <p>724-1154</p> |

議案概要

| | |
|-----|--------------------------------|
| 議案名 | 第40号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について |
|-----|--------------------------------|

【議案提出の目的】

市民または町田市に関係ある個人もしくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上などに多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。

【議案の内容】

○ 今回の一般表彰の該当者は、個人 58 名、団体 20 組、合計 78 件です。

<該当者内訳>

| | 個人 (連名含む) | 団体 | 計 |
|----------------------------------|--------------|----|----|
| 自然環境の保全及び河川美化の普及啓発活動に尽力 | / | 1 | 1 |
| 市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力 | 2 | / | 2 |
| 民生委員・児童委員兼社会福祉委員として地域福祉活動に尽力 | 8 | / | 8 |
| 手話通訳者として地域福祉活動に尽力 | 2 | / | 2 |
| 障がい児スポーツ教室指導員として障がい児スポーツの普及推進に尽力 | 3 | / | 3 |
| 消防団員として災害防止活動に尽力 | 20 | / | 20 |
| 自主防災組織として地域の防災活動に尽力 | / | 4 | 4 |
| 地域自治の振興に尽力 | 3 | / | 3 |
| 社会教育の振興に尽力 | / | 1 | 1 |
| 体育の振興に尽力 | 7 | 7 | 14 |
| 文化芸術の振興に尽力 | 7 | 6 | 13 |
| 保護司として住民の福祉向上に尽力 | 2 | / | 2 |
| 明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力 | 2 | / | 2 |
| 市の公益のために寄附 | 2 | 1 | 3 |
| 計 | 58 | 20 | 78 |

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例
- 町田市表彰条例施行規則

| | | | |
|------|-----------|----|----------|
| 問合せ先 | 政策経営部 秘書課 | 電話 | 724-2100 |
|------|-----------|----|----------|



この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は389円です（職員人件費を含みます）。